

12月2日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前8時46分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 諸般の報告を申し上げます。

訃報を申し上げます。皆さん、ご存じであります。市民福祉常任委員会委員であり農業委員でもありました横山弘議員は、昨年10月に体調を崩され入院・加療中でありましたが、その甲斐もなく、去る11月29日に永眠されました。まことに痛恨の極みであります。つきましては、この場をお借りしまして、議員の御霊に黙祷をささげたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

皆さん、ご起立ください。

○議長（兼田勝久君） 黙祷。

[起立・黙祷]

○議長（兼田勝久君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

○議長（兼田勝久君） これから、出水副議長の追悼の言葉をいただきます。

○副議長（出水昭彦君） 弔辞。横山議員、あなたが再び立たれたかったであろうこの議場で、本日、始良市議会を代表して、お別れの言葉を述べなければならないこのような辛さを味わうとは考えてもいませんでした。

思い起こせば、昨年10月、あれほど公務を大切にされていた横山議員が、市民福祉委員会の所管事務調査を欠席されたころから、体調を崩されていたのではないかと思返されます。そして、ことしの3月定例会で病気について話をされ、治療に専念するとのことをお聞きし、同僚議員はショックを受けながらも、必ず元気に復帰されるものと信じておりましたが、このたびの訃報に接し、同僚議員一同、深い悲しみに包まれております。

横山議員、あなたは、平成7年5月に、旧蒲生町議会議員として初当選されてから、蒲生町の発展、3町合併の推進、そして新しい始良市のまちづくりに持ち前の明るさで周りの人を力強く引っ張ってこられました。その間、旧蒲生町議会、始良市議会でも6回の委員長を歴任、また農業委員会でも蒲生町最後の会長、始良市の初代会長を務められ、地方自治全般に多大な貢献をされてきました。

まだ合併したばかりの始良市のために、これからも力を発揮していただきたかったのですが、志し半ば、道半ばで旅立たれたことは無念でなりません。私たちは、これまで議員として、あなたとともに活動できたことを大変誇りに思っています。これからは、あなたが志し半ばで成し得なかった新しいまちづくりのために、議員一同、力を合わせていくことをお誓いして追悼の言葉といたします。平成23年12月2日、議員代表、出水昭彦。

○議長（兼田勝久君） これで諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。9時から本会議を再開します。

(午前8時53分休憩)

○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前8時58分開議)

○議長(兼田勝久君) 日程第2、一般質問を続けます。16名の議員より通告がありました。本日は6名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず10番、和田里志議員の発言を許します。

○10番(和田里志君) 登壇

おはようございます。平成23年度12月議会第4回定例会のトップバッターで質問の許可をいただきました。池島町の和田里志でございます。本日も朝早くから、また師走の何かとお忙しいところ、傍聴にお越しくございました皆様方に心から御礼申し上げます。

この3月に発生しました未曾有の大震災から、はや9カ月、いまだ3,600名あまりの行方不明者、33万人近くの避難・転居者の皆さんのことを思いますと、胸が痛みます。一刻も早い復興を願い、早速通告しました内容に沿って質問してまいります。

質問の要旨は、2回目の質問と重複しますので、あえて質問事項だけ申し上げ、通告書をお目通しいただき、ご了承をいただきたいと思っております。

まず1点目、ドクターヘリの運用開始と活用について、2点目、資源物の収集体制について、3点目、副市長の去就と今後の体制について、4点目、市の管理する公園等に設置されている遊具等の維持管理と活用について質問いたします。

あとは、一般質問席より行います。(発言する者あり)

○議長(兼田勝久君) ちょっと続けていったほうがいい。中身に。

○10番(和田里志君) 登壇

大変失礼しました。時間の設定がまずいものですから、要旨は省略したつもりですが、議事録に載らないということがございますので、もう一回要旨を申し上げます。

1点目、ドクターヘリの運用開始と活用についてであります。ドクターヘリは、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備搭載し、医師等が速やかに救急現場に出動し、消防車に対し必要な治療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送するものであります。

鹿児島県が12月に導入するドクターヘリについて、本市においても、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等に大きな成果を挙げることが期待されますが、その取り組みと市民への普及啓発について伺います。

2点目、資源物の収集体制であります。資源物の収集体制について、市長は、その見直しを公約に掲げ、これまでも何回となく一般質問等でも取り上げられましたが、その取り組み体制については、新しい始良市方式を見出し、来年度から変更するとされてきました。蒲生地区の袋方式からネット・

コンテナ方式への変更や、加治木地区における資源物の名称と分別の種類の変更、始良地区における還元金の見直しなどの説明をしておりますが、9月には、旧始良町地区の自治会長を対象にしたアンケート調査を行うなど、いまだその始良市方式の具体策が決定されていないように思います。アンケートの結果と今後の対応について伺います。

3点目、副市長の去就と今後の体制についてであります。

県としても重要なポストについておられた現副市長は、市長が無理に無理をお願いして招聘されたと聞いておりますが、その任期は来年3月までと伺っています。その後の人事構想についてどのように考えておられるのか。また、その体制について伺います。

4点目、市の管理する公園等に設置されている遊具等の維持管理と活用について、市の管理する公園等に設置されている遊具等は、適切に点検、維持管理されているかどうか。また、当初の予定どおり活用されているかどうかについて伺います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は、16人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員のご質問にお答えいたします。

1問目のドクターヘリの運用開始と活用についてのご質問にお答えいたします。

ドクターヘリの導入により、救急患者の早期搬送はもとより、搭乗医師等の早期救命医療により救命率の向上や後遺症の軽減につながることを期待されておりますが、円滑かつ効果的な活動を実施するため、6月から救急隊等とドクターヘリが連携活動する始良市内の離着陸場所、いわゆるランデブーポイントの推薦・調査を行い、46カ所を確保いたしました。

また、本部内の事前訓練等はもちろんのこと、本日、実際の事案を想定したドクターヘリを使用し「鹿児島県ドクターヘリ運航開始前実施訓練」を予定しております。

なお、ドクターヘリ離着陸の際には、安全確保の必要性や騒音・砂ぼこりが発生することが懸念されます。市民皆様のご理解、ご協力が不可欠ですので、ドクターヘリ運航などの内容を含め、市の広報紙等さまざまな媒体を用いた広報周知を予定しております。

次に、2問目の資源物の収集体制についてのご質問にお答えいたします。

資源物の収集につきましては、就任以来、一元化に向けて鋭意努力してまいりました。蒲生地区の収集方法の変更、加治木地区の分別の種類の変更を支所ごとに、地元説明会及び地区に居住する職員への説明等を行い、さきの9月議会において条例の一部改正を議決いただいたところであります。

現在、蒲生地区におきましては、公民館長・主事の方々を中心に地域をまとめていただき、約80カ所の資源物ステーションでの収集を月1回行うことをお願いいたしております。指導員の方々への講習会も11月27日と30日に蒲生公民館において開催いたしました。

加治木地区におきましては、自治会連絡協議会のご協力により、9月、10月に18地区ごとの説明会を開催させていただき、地域住民の方々のご理解をいただけたところであります。今後、指導員の方々への講習会を12月11日の日曜日に予定しているところであります。

両地区におきましては、平成24年1月からの試行期間を経て、4月から本格実施をすることとなっております。

始良地区につきましては、分別の徹底がなされ、収集状況が進んでいることは、私も把握している

ところであります。それを踏まえ、先般、自治会長の皆様へアンケートをとらせていただきました。

その内容につきましては、3問ありまして、その他プラスチックの収集を2回にふやすこと、資源物の計量を廃止すること、資源物分別収集補助金の見直しについてでありました。

始良地区衛生協会の理事会においてアンケート結果を踏まえ、意見をいただきました。その結果、収集回数をふやすことについては、市の経費がふえる、当番員の労力がふえる、アンケート結果でも1回を望む意見が多いなどを考慮すれば、現状のとおりとする。また、資源物の計量廃止については、当番員の労力軽減ができるので、将来的には計量を廃止する方向で進めていく。さらに、補助金見直しについては、蒲生地区、加治木地区の実績を踏まえ、全市統一した補助金制度に変更するとのご意見をいただいております。

私としましては、平成24年度は、準備期間として位置づけ、平成25年度以降に本格的に実施したいと考えております。

今後は、蒲生・加治木地区での進捗状況を見ながら、ご不便な点、改善すべき点などのご意見をお聞きし、その他の資源物、リサイクル品目の収集等につきましても計画を策定してまいります。

時間をかけて、さまざまな観点から精査しながら、きれいなまちを子孫に残すことを目指し、始良市民の皆様方のご協力、ご意見をいただきながら、住みやすいまちづくりに取り組み、今後の始良市の方式を確立してまいります。

次に、3問目の副市長の去就と今後の体制についてのご質問にお答えいたします。

副市長につきましては、昨年の第1回定例会で選任についてご同意いただき、県内の市町村体制支援の最前線でご活躍中のところ、招聘いたしましたところでございます。

副市長定数条例及び副市長選任について提案した際のあるご質疑に対し、お答えいたしました。来年4月以降の人事構想とその体制につきましては、基本的な考え方に変わりはありません。

始良市は、来年3年目に突入いたしますが、本市の礎を築くべき重要な時期であることには変わりはなく、また、第1次総合計画の施行初年度でもあり、部門ごとの各種計画もその策定作業を進めていかなければなりません。

ご質問の人事につきましては、行政施策の手腕をあわせ、人格・識見ともに秀でた人材を選任すべく総合的な見地から検討してまいります。

また、体制につきましても、私の政策課題を着実に解決していくため、私自身、全力を傾注していかなければならないという強い覚悟がございますので、より強力に行財政運営を推し進め、機能的かつ効率的な組織運営を図る観点から判断してまいります。

次に、4問目の市の管理する公園等に設置されている遊具等の維持管理と活用についてのご質問にお答えいたします。

始良市内には、135カ所の公園があり、職員が定期的に点検をして、遊具の部材腐食・変形等についての安全確認を行い、危険箇所が発見された場合は、使用中止や補修を行うなどの対策をとっております。

また、公園愛護作業においても、地域の方に遊具の点検等も行っていただいております。今後も地域住民と連携をとりながら安全管理に努めてまいります。

なお、平成23年度の事業といたしまして、公園施設長寿命化計画を策定しているところであり、都市公園については、専門家による健全度調査を行い、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を図るため、予防保全的管理によるバリアフリー化、長寿命化に取り組んでまいります。

当初の予定どおり活用されているかどうかにつきましては、遊具の種類・規模等により適切な活用が行われていると考えております。

以上で、答弁を終わります。

○10番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入ります。

今、毎日のように夕方のニュースでこのドクターヘリの問題が取り上げられております。けさの南日本新聞にも、きのうから訓練が始まったと掲載されております。

始良市は、ドクターヘリの基地病院である鹿児島市立病院からは、さほど距離的にも離れていないわけですが、また、従来の緊急自動車、救急車で患者を搬送するにしても、二、三十分あれば十分到達できる距離にあるわけですが、ただ、主立った幹線道路が国道10号線、あるいは九州自動車道、この二つしかない。そしてまた、東西に二十四、五kmのかなり広い面積を持っている本市としまして、これが導入されればその効果はかなり大きいものと期待しているところであります。

そこで、このドクターヘリですが、現在、消防、あるいは自衛隊等が持っている防災ヘリもあるわけですが、これとの違いについてまずお知らせください。

○消防長（黒木俊己君） ドクターヘリと防災ヘリの違いについてお答えいたします。

大きな違いは、ドクターヘリは医療看護師が直接現場に駆けつけまして、緊急現場から医療機関までの間、傷病者に救命医療をすることです。

一方、防災ヘリは、緊急現場から医療機関への消防車の緊急搬送及び高度医療機関のない地域の医療機関から、高度医療機関への傷病者の緊急搬送と交通遠隔地からの搬送であると思います。

以上です。

○10番（和田里志君） 大きな違いは、医者・看護師が直接現場に向いてきてくれるということにあります。じゃあその運用が開始された場合、この始良市に大体どれぐらいで要請してから、所要時間ですね、どれぐらいで来るのかお知らせください。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

出動ヘリポートから十五、六km範囲で5分、46km範囲で10分、60kmで15分というふうなデータがございます。始良市の場合は、すべての区域が10分圏内に入っておりまして、市立病院から、浜町ヘリポート——出動ヘリポートですが、それまでの移動期間を含めまして、12分から13分で駆けつけられるんじゃないかというふうなことであります。

以上です。

○10番（和田里志君） 十二、三分で医者を乗せた、看護師を乗せたヘリコプターが飛んできてくれる、非常に画期的なことではないかと思っております。

現在、本市において救急車が駆けつける時間、大体通報を受けてから。どのぐらいかかっているのか、所要時間ですね、それをお知らせください。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

平成22年度の実績でございますけれども、最短で1分、それから最長で大体33分ほどかかっているようでございます。平均いたしまして、大体6.4分、5分から10分以内で到着いたしております。

以上です。

○10番（和田里志君） 現場に大体五、六分で現在も駆けつけていると、あわせてヘリコプターも飛んできてくれると、非常に画期的な嬉しいことではないかと思っっているんですが、このドクターヘリの現場への要請であります、出動要請、これはどういった形で、だれがどの時点で行うのですか。

○消防長（黒木俊己君） ドクターヘリの出動要請につきましては、まず119番通報、この覚知内容からドクターヘリを要請したほうがよいと消防職員が判断する場合と、緊急隊到着時ドクターヘリを要請したほうがよいと、救急救命士、あるいは救急隊員が判断する場合の二通りございまして、外傷、呼吸・循環不全、それから心呼吸停止等の状態で要請するものでございます。要請は、消防機関が行うとなっております。あわせてドクターヘリの離着陸予定場所を連絡することということになっております。

以上です。

○10番（和田里志君） 要請は、消防機関が行うということでございます。

この救急車とドクターヘリの合流する場所、つまりランデブーポイントであります、これは、ある程度事前にはわかっていないと、あるいは知らされていないと、突然爆音をとどろかせながらヘリコプター等が近づいたり、あるいは離着陸をしますと、当然市民の皆さんは不安になります。県内では、このランデブーポイントを585カ所と発表されておりますが、本市では、先ほど46カ所ですか、決定したというようなことでご紹介がありました。このランデブーポイントを市民の皆さんにどのような形で知らしめていくか、広報していくか、いま一度お答えください。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

答弁のほうでもありましたように、市の広報紙、それからホームページ、防災地域情報メール、消防本部の広報紙、それから消防本部のホームページ等で広報をしたいと考えております。県におきましては、すでにテレビ等でもいろいろ報道されているわけですが、県政かわら版、それから県政広報番組、ホームページ等で広報していく予定でございます。

○10番（和田里志君） このランデブーポイントであります、本市の場合、46カ所を示されております。申請は49カ所されたということで、3カ所で不良箇所ということで認定されておられません。

紹介しますと、一つは、県民の森の中央広場、これは芝の部分が坂になっているからちょっと不可能であると。もう一つは、旧堂山小学校の跡地、ここもちょっと不適合。木を伐採すれば何とかなりそうであると。あるいは、始良ニュータウンの北公園、これは狭いということで、49カ所申請した中で3カ所は不良ということになっています。

特にこの堂山小学校跡地ですが、木を伐採すれば可能であるという結果が出ていますので、その辺のところは、早急にそういう対策をとっていただきたい、このように思っております。

それと、ほとんどの46カ所を見ますと、旧加治木・蒲生・始良、くまなく学校関係を学校のグ

ラウンドを中心にほとんど網羅されていると思うんですが、少し気になる場所があります。例えば始良市でいいますと、現在学校が建設が予定されております、仮称松原小学校の跡地、ここなんかは広い空き地がそのままあるわけですから、今でもすぐ活用しようと思えばできるんじゃないかと思っております。それと、旧サンピアのグラウンド、あるいは三叉コミュニティセンターの三叉小学校跡地、三船小学校、加治木においては、竜門小学校、こういったところがまだこのランデブーポイントとして登録されていないということになってはいますが、今後の課題であろうかと思いますが、こういったところも早急になるべく多くのランデブーポイントを設定することが望ましいと思われませんが、いかがでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） 学校等につきましては、ほとんどの学校を一応ランデブーポイントということで要請をしておりますけれども、この仮称松原小学校におきましては、学校開校、そしてまた管理者、そういったのが設置できましてから、随時申請をしていきたいというふうに考えております。

それから、竜門小学校とか今おっしゃいましたけれども、こういった指定しなかった学校につきましては、近くに公共施設を設置をしたということで、近いところにおいては省いております。しかしながら、ポイント等は、非常に多いほうが望ましいですので、今後現地を調査し、県のほうに申請をしてみたいというふうに思います。

○10番（和田里志君） それでは次に、離着陸場所のこの安全確保の問題でございますが、「鹿児島県のドクターヘリ運航要領」、これにさまざまなドクターヘリの要請基準、あるいはドクターヘリの出動基準が細かく定めてあります。その出動要請は、先ほど答弁していただきましたように、消防機関が行うということでございますが、あわせて要請者は、離着陸場所の管理者等の協力を得て、必要に応じて散水を行うなど、離着陸に際して砂ぼこりの飛散等に十分配慮するものとあります。

ということは、通報を受けて、まず消防車のところ、救急現場に駆けつける救急隊、救急車、これは従来どおりであります。そして、あわせてドクターヘリの要請をしたときには、事前にその離着陸場所、ランデブーポイントの安全確保を図る必要があると思われまうけど、どのような体制でこういう安全確保に努めるのか、その辺をお知らせください。

○消防長（黒木俊己君） 救急隊については、先ほど申されましたように、従来どおり救急現場に駆けつけますが、離着陸場所に管理者がいらっしゃるにつきましては、連絡をとり、安全確保にご協力をいただくというような方法をとりたいと考えております。

それから、散水等が必要な場所等であれば、消防隊による散水等を行い、安全体制で連携活動ができるように考えております。

また、非常に大きな事案等につきましては、警察、そして危機管理室等の応援のご協力もいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（和田里志君） このランデブーポイントの場所を見ますと、散水、あるいは飛散物等に注意しないといけないというのがほとんどであります。ということは、どの現場もほとんどがそういう砂ぼこり等が発生しないように、散水、水をまかないといけないということになるかと思いますが、

そうすると、当然、ポンプ車であるとか、そういう装備を伴った出動が必要になってくるんじゃないかと思うんですが、ドクターヘリを要請したら、救急隊はもとより、それ以外にそういう隊員の方々も出動しないとけないということになると思うんですが、その体制、隊員の人数、あるいは全体的な体制は大丈夫なのかどうか、もう一回お尋ねいたします。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

現時点でも救助が必要な事案等が発生した場におきましては、救急隊と救助隊が同時に出動するという体制をとっておりますので、ドクターヘリ要請時の体制につきましては、救助隊も同時に出動して着陸現場の安全確保を行うことができるというふうに考えております。

○10番（和田里志君） こういう事例が頻繁にあるわけではないと思いますが、またあったら困るわけですけども、年間を通してこのヘリが導入された場合、本市において、どのぐらいの搬送を予定されているのか、あるいは逆に、これまで発生した事例の中で、始良市内で対応できずに鹿児島に、あるいは霧島に市外の病院へ搬送した例が年間どれぐらいあったのか、お知らせください。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

重傷で鹿児島市立病院等へ搬送した件数が、5年間の平均でございますけれども、約30件であります。

そしてまた、県のほうでは、全体で大体400件ぐらいの搬送を見込んでいるということでございます。

以上です。

○10番（和田里志君） 本市では、年間約30件ぐらいの搬送を見込んでいる、予定しているということでございます。非常にこの導入については、期待するところが大きいかと思います。その活用・効果等は、広く皆さんに広報していただくようお願いしておきます。

次に、2点目の資源物の収集体制について伺ってまいります。

自治体が、その分別区分を選択する上で配慮すべき事項は、資源化の達成度、すなわちその純度であったり回収率であります。そしてまた、市民負担の大きさ、分別作業であります、行政負担の大きさ、収集運搬や中間処理にかかわる費用であります。これらはトレードオフの関係にあると思いますが、何を優先するかによって、当然望ましい分別方法が変わってまいります。

簡単にいうと、同じ資源化でも市民の負担、分別作業を大きくするのか、行政負担、費用を大きくするのかの違いであります。このことは、これまでの定例会でも多くの議員が取り上げ、その考え方、方向性については答弁してこられました。

さきの9月議会でも同僚議員の質問に対し、その収集体制について来年度からは、蒲生地区では、袋方式からネットコンテナ方式にとりか、加治木地区では、缶類を飲料缶・食用缶に、紙類を4種類にとりか、始良地区においては、還元金の見直し、計量廃止、新しい常設ステーションの新設というふうなことを答弁されております。

既にその方針は確定したものと認識しておりましたが、そのさなか、要するに9月議会の開会中でありましたが、アンケート調査が行われました。衛生協会の理事会でその要請が出されたとのことであ

りまして、最も身近な市民の代表、それぞれ地区の代表でもあり、それらに直接携わっていらっしゃる自治会長さん方へのアンケート調査でありました。中には、自治会長さん方だけのアンケート調査では、民意が反映されたとはいえないというような話もありますが、当局の方針に従い、これまで一生懸命に取り組んでこられた自治会長さん方、あるいは市民の皆さんは、本当に怒るんじゃないんでしょうか。だれだって、だれでも楽をしたいですよ。何でも簡単なほうがいいですよ。

循環型社会を目指して町として決定し、そして共生・協働の観点から7年も8年もかけてようやく確立されてきた現在の制度と内容、なぜ今までやってきたこと、協力してきたことが一部問題視されるのか。その要因は、当初当局がお願いしていた例えばステーションの数であるとか、またあるいは個々人の生活様式の違いなどで別にあるんじゃないかと思えます。

アンケートの結果は、8割以上の人が、現行方式でいい、変えないでほしいとこういう結果であったと聞いておりますが、議会では来年度からこうしますと説明、答弁されておきながら、一方ではアンケートを実施する。これは何ですか。

私は、アンケートを実施したことを非難しているわけではございません。市長が決定した、あるいは決定しようとしていることに対して、特別な圧力でもあったのではないか、あるいは市長が迷っていらっしゃるのではないか、理解に苦しむところであります。なぜこの時期にアンケートだったのか。市長の構想、思いは固まっていたけど再度認識されたかったのか、あるいは結果によっては、内容の変更もあり得たのか、アンケートについていま一度お尋ねいたします。

○市民生活部長（花田寛徳君） お答えします。

アンケート調査の結果でございますが、結果といたしましては、その他プラスチックの回収を2回にふやすことにつきましては、経費的なことまで考えておられることにつきましては、資源物収集のあり方等について認識が高いところで進んでいることを感じております。

また、計量の廃止によって還元金が減ることが問題であると考えておられる自治会も多いです。しかし、還元金については、資源物の収集体制が始良市として統一した段階では、還元金が減っても還元金についても統一すべきであるとお考えであることがわかりました。

アンケート調査の時期につきましては、7月21日、衛生協会理事会の中で、始良地区におきまして変更すべきところは衛生協会に提案を申し上げておりましたので、事務局のほうから提案を申し上げました。その中で理事の皆様からアンケート調査を実施するようという要請でございました。また自治会長さん方からのご意見でありますのでこの辺の尊重はいたしますが、市としましては、資源物、ごみ収集につきましては統一することで考えておりますので、ご理解と、実施する時期が課題であったところでございます。

今回のご意見は、市としましても協力的なご意見で、市としましても今後のごみ行政に多くの協力をいただけるものと確信しております。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 旧始良町の資源ごみ収集体制とその内容、あるいはまた今後に対する考え方については、今答弁をいただきましたように、アンケートの結果でもわかったかと思えます。ところが、この旧始良町の体制について、加治木、蒲生の人たちには、いまだし正確に伝わっていない気がいたします。

私も先般、加治木の商工会の皆さんと歓談する機会があり、その役員の方からも指摘されました。説明不足、間違った認識をされている部分があります。また始良地区の一部の人からもさまざまな声が聞かれます。市長が資源物の収集方法を旧加治木町方式に改めると約束していたかのような声も聞こえます。選挙で応援したんだから言うことを聞いてくれないと次はないと、さも恫喝ともとれるような声までであると聞いております。

まさか市長が、このような声に振り回されるとは思いませんが、市長が公約に掲げ、新しい始良市方式を見出すとされてきた資源物の問題であります、これで最終決定と見てよろしいですか。市長にお伺いします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この資源物分別収集のあり方につきましては、旧町でそれぞれ取り組みが違っていたところがございます。そういう中にありまして、市としては、その取り組みについては統一化を図らないといけないという認識のもとで作業を進めてまいりました。

それで、その将来的に統一をするという方向については指示をしておったところがございますが、それぞれその資源物収集の体制に当たっていただくについては、各自治会、そして住民の方々のご理解をいただかなければならないという前提がございます。

そういう中で、先ほど来、さきの議会でもご説明を申し上げましたように、まず始良地区に比べまして、蒲生地区、そして加治木地区の資源物分別の取り組みについて、今まで取り組んでいただいて十分いただいておったところがございますが、少し比べますと、その分別に少し差がございます。そういうことも含めまして、この質をより今まで以上に高めようということもございまして、来年の1月より施行しまして、蒲生地区、加治木地区については取り組んでいただくということにしているところでございます。

そして、それらのレベルというか精度が上がってまいりますと、このことを受けて全体的に市としての有価物がどのぐらい上がってくるかと、成果物がどれぐらい上がってくるかということが出てまいりますので、そのこと等を精査いたしまして、還元金のあり方等についても、その時点で仕組みをお諮りしながら統一化を図っていきたいということで考えております。

このごみの問題と、それから自治会のあり方、コミュニティ助成を含めて、この自治会の組織のどのように維持していくかということは、大変生活に密着した重要な問題でございますので、切り離して図ることはできないことがございますので、それらをリンクした形で進めたいというのが今の実態でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○10番（和田里志君） 旧始良町の体制、その内容が蒲生町、あるいは加治木町の方々に正確に伝わっていないのではないかとこういうことを申し上げましたが、その例としまして、資源物の売上金の問題、あるいは還元金の問題があります。始良リサイクルセンター、中間処理施設兼仮置き場、一部の業者に偏っているのではないかとかそういう意見も聞こえてまいります。

この施設の建設と運営、あるいはこの委託方法はどのようになされているのか、そしてまた、資源物を受け入れた後の管理とリサイクル類のその販売金はどうなっているのか、その辺についてお知らせください。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいまの件につきましては、担当課長のほうで答弁いたさせます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の前田でございます。ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

議員おっしゃるように、始良リサイクルセンターにつきましては、旧始良町時代に、有限会社始良衛生をお願いいたしまして、始良衛生のほうで建設し、そして市といたしましては、そこに始良町内の資源物を収集したものを中間処理施設として始良町が業務委託をしているところでございます。また、現在も始良地区での資源物につきましては、委託をし、そして異物の除去を行い、そして運搬がしやすいように、圧縮梱包の中間処理をしているところでございます。

そして、その資源物でございますけれども、どのように処理しているのかというご質問でございますので、ちょっと細かくご説明を申し上げますと、すべての資源物でございますので、瓶類は、同じ色ごとに保管されております。そして、搬出できる量になった時点で、日本容器包装リサイクル協会が指定します業者へ引き渡されます。そして、生き瓶は、そのまま私も入札単価で業者へ売却しているところでございます。そして、プラスチック類につきましては、圧縮されたペットボトルやプラスチック類を同じく日本容器包装リサイクル協会の指定する業者へ運び出しております。

また、そのお金につきましては翌年度精算となりますが、実際に再生されました商品化に伴う経費が当初の再商品化想定額を下回った場合、差額が出された量及び品質に応じて拠出金として始良市へ振り込まれます。今議会に歳入371万9,000円が計上されておりますけれども、それがその拠出金でございます。

また、空き缶類は、自由処分となっておりますので、入札した業者に引き取られまして、始良市が売却費として受け取っているところでございます。

また、食用油につきましては、霧島市の処理施設へ運ばれ、燃料としてよみがえり、またこれも売却しております。

中間処理施設であります始良リサイクルセンターは、計量、それから選別、圧縮梱包・保管の施設でございます。

また、ここに行きません紙類でございますが、新聞・雑誌等は、直接、有限会社日本資源へ収集業者が運び、こちらも始良市に売却費が納付されているということでございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 今、ご答弁のように、決して一部の業者のためだけにやっているものではないと、このような内容は、正確に皆さんにお知らせする必要があるかと思えます。

もう一つ伺いますが、財政が苦しいといいながら、なぜ旧始良町だけ各自治会に還元金を払うのかという指摘をよく聞きます。この還元金・補助金の問題であります。加治木町、蒲生町の実態も含めてお答えください。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

始良地区におきましては、資源物を収集する際に、計量、それからきちっとした指導員等を配置されております。当初平成14年度からされているわけでございますけれども、その際に、この売上金、この一部を地元の方々へ還元するというので、当初補助金を交付されていたようでございます。

しかしながら、自治会でやっていく中で、各自治会の実情に応じたさまざまな収集、保管のための経費がかかるなど、補助を増額してほしいという要望が自治会長連絡協議会などから要望がありまして、平成15年度から、資源物の重量に種類ごとの補助単価をかけた補助のほか、ステーションに対する補助も行うということで、平成15年度から施行しているところでございます。売上金の中から皆さん方のご苦労に対して補助をするということでございます。

旧加治木町では、197カ所ございますが、1カ所あたり1万1,000円の年額の補助をしております。また旧蒲生町では、公民館へ収集所維持補助金として62万6,000円を蒲生地区全域ですが、交付しているところでございます。

また、今後、始良地区で資源物の計量は、やめること、それから指導員の数が少なくてよいことなどから、将来的には蒲生地区、加治木地区の資源物の統一が図られた段階で、また還元金については見直しをするということでいただいておりますことから、これらについても時期を見て実施していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○10番(和田里志君) この資源物の収集体制には、いろんな問題、意見があるのは事実であります。

毎回申し上げるんですが、旧始良町の方式が万全とは言いません。時期的にもすぐに同じようにとは言いません。少なくとも方向性を同じくし、時間がかかっても統一していただきたい。大所高所からしっかりとしたビジョンと考え方で取り組んでもらいたいと思います。

たまたまですが、きのうの南日本新聞、「ごみ分別で国際貢献」と題し、ごみリサイクル率で3年連続1位・2位の本県大崎町と志布志市の例が載っていました。また、今回制定されます「始良市総合計画基本構想」の序論の中にも、循環型社会への転換と地域コミュニティ活動として、資源物の分別収集での高齢者の負担を軽減するために、おせっかいの心で手助けをすることが声かけの機会をつくることにもなり、あらゆる取り組みで地域コミュニティの活性化につながることを期待されるとうたっています。来年度から実施する資源物収集方法であります。まさしくこれに集約されているんじゃないかと思えます。

次に、副市長の去就と今後の体制について伺ってまいります。

「秘書広報課」が新設され、手狭になったということで、先月、1号館二階、元副市長室の周りがきれいに改修されております。空調もそうですが、あるいは福祉事務所、今回もまた2号館のフロアの補修など、補正予算が出されております。

このようにバラバラに何千万もかけて部分的にちょこちょこやりかえる。それぞれ必要性があつてのこととは思いますが、辛抱するところは辛抱する。どうしてもやらないところはやる。火葬場や学校・消防署など三点セットもそうです。また庁舎の内部も大事ですが、外部、特に2号館に通ずる渡り廊下の屋根、赤くさびついて壊れかかったようにも感じます。外部から見た目にもみっともない。庁舎の改修、将来の建てかえを含め、プロジェクトチームでも設置して計画的に取り組むべきです。このことは、また別の機会に議論します。

副市長の去就についてお聞きしましたが、はっきり3月いっぱいでおやめになるのかどうか。あるいはお願いをすれば、まだ続けていただけるのかどうか。いかがでしょうか。

○市長(笹山義弘君) 最初の答弁で申し上げましたように、今始良市は、合併して2年目、来年は3年

目に突入するわけであります。そういう大変大事な時期でございますので、この副市長人事、それから庁舎内の体制等につきましても、その大事な時期であるということを考えながら、各方面に相談をしてみたいというふうを考えているところでございます。

○10番(和田里志君) 人事の問題ですからこれ以上は申しませんが、南日本新聞にもありましたが、南九州市、2人あった副市長を1人に減らされております。そういうことも含めて総合的に判断していただけるものと確信をしております。

最後に、時間がありませんので、市の管理する公園等の遊具についてお尋ねしてまいります。

私が把握しているだけでも、ことしに入りまして2件ほど公園で遊具の使用中に事故が発生しております。池島と俵原であろうかと思いますが、現に子どもがけがをしております。また、思川公園ではマムシも見つかっております。びっくりするような話ですが、中学生が倒木の中から発見し、生きたまま持ち帰っております。いずれも大事に至らずよかったとは思いますが、そしてまた、それぞれの担当課も迅速に対応処理していただいているところでありますが、これらの遊具の維持管理については、どうしても市の職員だけの点検では間に合わない。またその劣化等について見抜けない部分がある。その構造等を熟知した専門業者に定期的な点検が必要と思いますが、専門家による健全度調査を行うという答弁であります。そのとおりされると思うんですが、再度お願いいたします。

○建設部次長兼都市計画課長(富永博彰君) お答えします。

先ほど市長のほうからも答弁がございましたように、現在始良市には、都市公園の36カ所を含めまして、全体で135カ所の公園が設置されております。施設のこの維持管理につきましては、清掃を含めまして職員をはじめ、毎年シルバー人材センター、あるいは森林組合、一部等に委託をいたしております。

さらに、自治会、団体等のご協力によりまして、公園作業、約75団体がございまして、実施いたしているところでございます。特にこの遊具関係につきましては、先ほど議員仰せのとおり2回ぐらい事故がございましたけれども、大きな事故にならなかったのは、もう我々も行政としても非常に幸運だったと思っておりますが、この遊具関係につきましては、安全・安心を保つ遊具でなければならないことは、もう基本中の基本でございます。当然使用している中で経年劣化が生じてくるわけでございますけど、事故が発生しないように事前にこの点検整備を行うことは、行政といたしまして義務であると認識しております。平成24年度から——来年度から公園遊具の点検につきましては、委託料を経由をいたしまして、公園すべての遊具に対しまして点検を実施したいと考えております。

さらに、公園施設のこの改善・更新に対してのこの事業でございますけれども、先ほど答弁がございましたように、公園長寿命化計画を策定いたしております。これは、現在平成23年度にいたしております。公園遊具のこの危険度の判定調査等を行いまして、大体10種類ぐらいの調査をいたします。これを今年度調査いたしまして、補助事業でございます。この公園長寿命化の策定事業を運用しながら事業計画を策定して、今後さらにこの公園の維持管理にまた努めていきたいと考えております。

以上です。

○10番(和田里志君) 時間がなくなりましたので、ちょっと飛ばしていきますが、市長にお尋ねします。

遊具の名前を申し上げますが、ねじねじ、ぐるぐる、ぐりぐり、あぶあぶ、これは遊具の名前なんです、蒲生の公園に設置してあります。何の遊具か、市長、おわかりですか。

○市長（笹山義弘君） 私も休日の際、孫を連れて遊びに行ったことはございますが、具体は存じ上げません。

○10番（和田里志君） 蒲生の商工会館の前の公園に10基ぐらい設置してある大人向けの遊具、「ちよいトレ」と名づけられておりますが、今市長もお答えのように、あまり市民の皆さんにまだ知られていないのではないかと。公園といえば、ブランコ、すべり台、ジャングルジムなど、子ども向けの遊具と思いきや、今全国的にこのような大人向けの健康遊具を設置するところがふえてきております。メタボリックシンドロームの予防や体力づくりに関心が高まり、少子高齢化の進行とともに、このような遊具の設置してある公園は、幅広い年代が楽しめる場所に様変わりしようとしております。

本市で、この遊具が設置してあるところは、今のところ蒲生の商工会館の前、加治木の春日公園であらうかと思いますが、蒲生町では、ゲートボール場の横に併設されて非常に喜ばれております。これらの遊具は、それぞれの担当部署が設置するかと思いますが、健康志向と体力づくり、病気の予防という観点からも福祉部も積極的ににかかわり、このような遊具を、公園も去ることながらゲートボール場などもっと身近な場所、例えばウォーキングコースの一部や街路道路の休憩施設、ベンチ等を設置してあるところにふやしていく考えはないかと、福祉部長にお尋ねいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

福祉部では、高齢者や障がい者の方々の健康保持増進ということに向けましていろいろ事業を進めているところでございますけれども、こういう高齢者の加齢に伴うことで、引きこもりがちになったり虚弱になっていくという話はよく聞くところでございまして、公園等に出向いて、そのように大人向けの遊具等を使ってのストレッチ等をするということは、当然、介護予防、疾病予防につながるというふうには考えているところでございますので、このような公園が拡大できるということは、福祉部としても望んでいるところでございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（和田里志君） 来年度からは、国保税の値上げも予定されております。ふえ続ける医療費を抑制するためにも、病気の予防と体力づくりの観点からこのような健康遊具を積極的に取り入れていく必要があるかと思っております。最後に市長にお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 議員ご指摘の観点から、公園のあり方等を検討してまいります。

○議長（兼田勝久君） これで和田里志議員の一般質問を終ります。しばらく休憩いたします。5分程度といたします。

（午前9時58分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時04分開議)

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

皆様、おはようございます。平成23年第4回定例会で、2番目に発言の許可をいただきました湯川逸郎でございます。

一般質問にあたり、東日本大震災から8カ月が経過し、国においては、ようやく本格的な復興に向けた第3次補正予算総額12兆1,025億が成立しております。これからは、被災地の復興のために全力で取り組まれていかれることと思っております。

始良市におきましては、始良市が誕生し、はや1年9カ月になろうかとしております。また、合併前から3地域で取り組まれておられました地域おこしのための貴重な行事等がそれぞれ開催され、多くの市民の方々の交流がなされていることは、非常に喜ばしいことであります。

新市にふさわしいまちづくりを進める上で、私は、次の4点について一般質問を行います。

1点目は、始良警察署移転に伴う県道錦原線の整備計画についてであります。

内容的には、今回の鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備基本計画より前に、加治木地域から始良地域へ、始良警察署の移転が公表されました。移転先は、松原地域の旧県自動車総合試験場内であることから、これに伴う県道錦原線の整備が必要不可欠であると思っておりますが、取りつけ道路整備をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、資源物の取り扱いについてであります。

内容的には、蒲生地区、加治木地区、始良地区で資源物収集の取り扱いを統一化し、資源物・可燃物還元金について、どのように今日まで協議され、方向性をいつ定め、施行をいつから行うのか。具体的にお伺いいたします。

3点目は、仮称松原小学校の校区割と、市内各小・中学校の校区割の見直しについてであります。

内容的には、仮称松原小学校の校区割で、現在の建昌小学校の校区割について、松原上自治会内の校区割をどのような基準で校区されたのか、具体的にお伺いいたします。

また、3町が合併し、旧町の校区割では、小学校、中学校までの距離の実態にそぐわない現状をとらえ、市内全小学校・中学校の校区割の見直しを同時に行い、生徒・学童数の学校編制を実施する考えはないか、具体的にお伺いいたします。

4点目は、汚水処理施設現況調査についてであります。

内容的には、開発行為等により設置された地域汚水処理施設を行政へ移管する条例が、平成21年12月に旧始良町で制定されました。これに基づく市内の汚水処理施設の現況調査が行われていますが、現況調査の目的は、始良ニュータウン団地管理組合法人が、移管に伴う事前調査申請が提出され、公共事業として運営可能かを判断する調査でありました。

公共事業として移管を受ける場合、下水道の管、処理場の土地についての担保権や、ほかのみさと台団地、朝日ヶ丘団地、ホームタウン帖佐等の団地との関連性の整合性が必要と思っておりますが、どのように対処され、調査を行ったのか、具体的にお伺いいたします。

以上、4項目について質問をいたしますので、市民の方々にわかりやすく誠意あるご答弁を求めま

す。

あとは、一般質問席にて質問いたします。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の仮称松原小学校の校区割と市内各小・中学校の校区割の見直しについての質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の始良警察署移転に伴う県道錦原線の整備計画についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の路線は、錦原線の起点から、県自動車試験場正門への路線であると考えますが、現在都市計画道路として計画決定はされておられませんので、街路計画の見直しが必要となります。今後は、関係機関と協議しながら検討する必要があると考えております。

また、試験場正門から西側の市道松原下一県自動車試験場前線の一部整備につきましては、現在測量設計を発注しております。

次に、2問目の資源物収集の取り扱いについてのご質問にお答えいたします。

さきの和田議員のご質問にもお答えしましたとおり、資源物の収集につきましては、就任以来、一元化に向けて鋭意努力してまいりました。

蒲生地区、加治木地区、始良地区では、収集の方法、分別の種類がそれぞれありましたことは、合併前からの懸案事項で、議員もご存じのとおりでございます。

新市になりまして、1年間は、相違点、資源物の処理処分、量などを分析し、市民の皆様のご意見を伺いながら研究してまいりました。

2年目の本年は、蒲生地区・加治木地区の資源物の収集体制を一部統一することといたしまして、さきの9月議会において、条例の一部改正を議決いただいたところであります。

始良地区であります。さきに和田議員に申し上げましたとおり、衛生協会を中心にアンケートをとらせていただきました自治会長の皆様方のご協力を得て進めさせていただいております。

方向性として、市民の皆様方のご意見をいただきながら、環境に優しいきれいなまちづくりのできる統一されたごみ行政であります。私としましては、平成24年度は、準備期間として位置づけ、平成25年度以降に本格的に実施したいと考えております。

次に、4問目の汚水処理施設現況調査についてのご質問にお答えいたします。

始良市への移管に関する事前調査申請書が提出されておりました始良ニュータウンの汚水処理施設について、始良ニュータウン団地管理組合法人と協議を重ねておりましたが、このたび協議が整いましたので、この施設を市に移管することとし、本議会に始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部改正を提案しております。

始良ニュータウン団地管理組合法人との協議内容は、移管時の料金体系や組合法人の有する基金、施設等の財産を市へ帰属させることなどとなっております。

みさと台団地、朝日ヶ丘団地、ホームタウン帖佐及び南錦江団地につきましても、専門業者に委託して行いました汚水処理施設現況等調査の結果について、各団地の役員等に対し、報告を行っております。

また、始良ニュータウン以外の団地につきましては、市への移管に関する条例等に基づく事前調査申請はされておらず、各団地の意向は判明しておりません。

なお、調査事業を行うに当たっては、個々の団地の現状を調査し、団地ごとの財政検討を行ったもので、各団地を関連づけた移管検討を行っているものではありません。

○教育長（小倉寛恒君） 3問目の仮称松原小学校の校区割と市内各小・中学校の校区割の見直しについてのご質問にお答えいたします。

仮称松原小学校の校区割につきましては、昨年の12月に、始良市立小・中学校区審議会より、新たな小学校区の通学区域については、松原上、松原下、あさひ団地、塩入団地の4自治会を建昌小学校区から分離し、新設校の通学区域とすることが適切な措置であると考えられるとの答申を受けており、仮称松原小学校の通学区域は、答申に基づきまして、4自治会を対象とすることを考えております。

合併に伴う市内全小・中学校区の見直しにつきましては、昨年3月に制定された始良市立小・中学校の通学区域の指定に関する規則に基づきまして、自治会ごとに各小・中学校の校区を指定しているところであり、改めて見直しをすることは考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 随時2問目から質問いたしてまいりたいと思います。2問目におきまして、始良警察署移転に伴う件につきまして2問目をお伺いいたしたいと思います。

先ほどの最初の答弁では、概略的に申されて答えが出てきておりますが、まず始良警察署が加治木地域から始良地域への移転が公表されましたが、いつごろ移転するのか、またどのような内容なのか、具体的にお伺いいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童久君） お答えいたします。

24年度から建設に入られまして、26年度から業務開始ということをお聞きしております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 24年から建設されて、26年業務開始というような内容でございますが、そこでお尋ねいたします。移転先が県の自動車総合試験場内であることから、やはり緊急時や災害時を考慮した場合、県道錦原線が直接取りつけ道路として新設されることが、利便上非常によいのではないかと私は思いますが、市長は、県への要請を行う考えはないか、まずお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

県の試験場が現地でございます。そのようなことから、この県道錦原線について今整備を図っていただいているところですが、この工事がさらに効果を出すといいますか、そのような観点から、当然この施設への直接乗り入れできる整備ということは、大切であるというふうに認識しております。

今後ともそのようなことから、県のほうに要請をしてみたいというふうに考えております。

○23番（湯川逸郎君） まず最初の答弁の中で、現在都市計画道路として計画決定はされておられませんので、街路計画の見直しが必要となりますということでもありますので、じゃあ都市計画のほうの課長にお答えしていただきたいんですが、都市計画の道路として計画決定はされておられませんと、そのことにつきましてお答えください。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

先ほど市長のほうからも答弁がございましたように、この道路の整備につきましては、議員ご承知のとおり、現在のところ都市計画道路、いわゆる街路の計画決定はいたしておりません。さらに、この道路の街路となると、市道としてのこの整備の計画も考えなければならないかなと思っております。いずれにしろ、街路でやるのか、市道の一般単費でやるのか、そこ辺はまだ決定しておりません。今後、この県道の延長、あるいは県道つけかえ等の考えもあろうかと思えます。

また、地域はもちろんのことでございますが、県警、警察、あるいは県の関係機関等との協議も必要かと思えます。地域の利便性も含めた中で、錦原線のこの効率的な運用とか、地域の活性化など、いろんな費用対効果も考慮しなければならないかなと思っております。

今後の県の要請、今議員のほうからも要請等もということでございましたけれども、市の計画等にも位置づけるのか、この辺が明確になりましたならば、関係機関とも十分協議しながら、整備におけるこの具体的な計画をしていきたいと考えておりますけれども、今市の街路網の整備につきましては、都市計画マスタープランを作成する中でも、まちづくりの構想の一環として位置づけられる様相も多々あろうかと思えます。今後の路線のこの計画につきましては、我々も注目をしていきたいと考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 県道錦原線、市道錦原線が同じように錦原線という二つの路線があるわけですが、これを一本化し、高速道路の2連ボックスを活用し、蒲生地域への緊急避難道路、また県警再編計画による夜間体制の強化、交番機能の充実、有事即応体制の強化のためにも、やはり都市計画道路として整備し、迅速な対応が図られることが、私としては最も大切なことではないかと思えます。

そのためにも、県と十分協議される、そして整備されることを強く要望いたしますが、市長に再度お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

ご質問等をいただいた後でございましたが、改めて始良地区を中心に道路視察いたしまして、私といたしましては、さきの議会での答弁をさせていただいたのと同じでございますけれども、始良市となりまして、その道路網のあり方ということについて、それぞれの旧行政、今まで積み上げてこられたそういうことの尊重をするものの、新市として幹線道路はどうあるべきか、そして、その支線はどうあるべきか等を含めて、先ほど課長が——次長が答弁をいたしましたように、その方向で全体を市としての視点から見直しをするという必要性もあろうというふうに思っておりますので、その辺の計画が整いました後に、いろいろと実施については検討してまいりたいというふうに考えております。

○23番（湯川逸郎君） 次に、資源物収集の取り扱いについて、2問目からまいりたいと思えます。

2問目は、平成23年8月26日、始良地区——旧始良町の各自治会長あてに、市民生活部生活環境課から「資源物分別収集に関するアンケート調査の協力についてお願い」の文書が、9月20日までに回答をお願いしたいという内容でお願いをされておられますが、この内容を総務部長、副市長、市長は、ご存じだったかどうか。まずもってこれを質問いたします。

○副市長（西 慎一郎君） 市民生活部のほうからアンケート調査を実施するという事は、聞いて内容を承知いたしておりました。

○総務部長（谷山昭平君） お答えします。  
今、副市長が回答したとおりであります。

○市長（笹山義弘君） アンケートのとりということについては聞いておりましたが、その内容については、アンケートの結果について詳しく報告を受けたところでもあります。

○23番（湯川逸郎君） では、この決裁はどうかしたんでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

さきの文書の通知でございますが、これにつきましては、一応決裁は総務部長までの決裁をとっております。また、そのアンケート調査の結果につきましては、市長までの決裁を受けております。  
以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） なぜここまで私が文書のことを申し上げるかと申しますと、いつの時点で承認されたのか、あるいは事後承認だったんじゃないか、そういうものが疑われてくる文書なんです。なぜかと申しますと、政策面をお聞きするときの文書は、これはこの市民生活部生活環境課、だれの責任かという責任の所在が明確でないですから、私はここに着目したわけです。

そうしたときに、本当にほかの部署であれば、アンケートを聞かれたときは、ほとんど市長の名前で聞かれると思います。これは、単なる連絡だと私は解釈します。で、生活環境課が正式に各自治会長さんあてに出されている文書であったら、発信者の番号もとってありません。そして、だれの文書が責任者であるのか、後ろのほうにお問い合わせ先だけが書いてありますが、果たしてそういうものが必要だったのか。それらがこの文書で私が今回お尋ねした分でございます。

そこでお尋ねいたしますが、どのようなこの文書の要旨だったのか、ご答弁ください。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えいたします。

衛生協会始良支部において、理事だけでの決定ではいけないというようなことでございまして、市民の代表である自治会長の意見を集約する必要があるというようなことでございまして、理事会のほうから生活環境課の事務局でありますそちらのほうに文書発送をお願いしたいということで要請がございました。それに基づきまして、一応文書発送したところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） この内容の発送されたその内容の趣旨ちゅうのは、そうでないでしょう。アンケートの協力は、検討事項、ここにちゃんと書いてございます。加治木・蒲生地区と同様に、その他のプラスチックを月2回収集することについて、2番目には、指導員や当番の方の負担を軽減するため、現在行っている資源物の計量を廃止することについて、3番目には、資源物分別収集補助金は、

始良地区のみの交付となっており、始良地区と同様に交付すると2,000万円の予算が必要となります。そこで、補助金交付の統一化を図るため、算定方法を見直すことについてということが中心で、このものを発送されておられます。

その中において、アンケート的にすべて行ったほうがよい、あるいは指導員の当番の軽減を減らすのかと、還元金のあり方はどうするのかというようなものをすべてこの文書でとっていらっしゃるわけですか。この内容が、先ほど私が申しますように政策的なものなんです。どうして担当課のわけのわからんような責任者のない発送をされるのか、この文書に詳しい方はだれかいらっしゃいませんか。文書担当。これはあたり前の文書と考えていいんですか。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまの質問にお答えいたします。

このアンケート調査につきましては、決裁をとり発送をしたものでありまして、どこの部でどこの課で文書を出したとしても、それは市長の権限で出す文書でありますので、それなりの検討はされているところであります。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 検討をされて権限で出されたというのであれば、発信番号は何番ですか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

この文書につきましては、先ほどから申し上げておるように、衛生協会始良支部からの要請でございましたので、市民生活部としての発信番号はとっておりません。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 発信番号をとっていませんとはっきりおっしゃったですね。そうなったときに、責任の所在はだれがとるのですか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

その文書の内容につきましては、衛生協会もご存じであるし、それで私なんかも内容は十分承知しておりますので、両方でそれ等は責任があるんじゃないかというふうに思っております。

○23番（湯川逸郎君） やはり、文書規程に載っているとおりに発送しないと、公の文書じゃないという見解になるんです。それを持ってたとえ外部からの依頼で、公文書を出されるときは政策面であれば市長になるわけですか。そのあたりの公文書の取り扱いについて、副市長、県におられましたので、ぜひこの答弁をお願いしたいと思います。

○副市長（西 慎一郎君） すべて市長の指示のもとに業務を行うわけですが、それぞれの業務の何でしょうか、そのあり方によって、例えば副市長の専決であったり、部長の専決であったりと、そういった形で市長が任せている部分がございますので、今回の場合はそういった形で行われたと思っております。

○23番（湯川逸郎君） それは、専決処分の関係ですよ。文書発送の規定とは違いますよね。副市長。

○副市長（西 慎一郎君） 文書につきましても、市長命令を出した場合でも、そういう部長決裁で出す場合もございますので、そこら辺のことについては問題ないと思います。

○23番（湯川逸郎君） 事後決裁、あるいはそういうものは、すべてここ決裁的には、市長も内容的にはつかんでいらっしゃる状況でとられたアンケートが、先ほど私が述べましたものであります。

お願いした趣旨の検討項目は、資源物分別収集について、市長が既に始良市方式の方向性を既に指示されておられた分でございます。また、ある市民団体の方々にも、24年度から指導員や当番の方々の負担を軽減するために、資源物の計量を廃止し資源物収集の改善を図りますと、既に外に公言されて述べておられます。

また、市長は、県下一暮らしやすい始良市を目指しておられますが、市民の方々が生活しやすい、負担にならない生活環境を努めることが最も大切であると思います。資源物収集の改善は市長の公約でもありますので、どのように考えておられるのか、お答えください。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来、お答えしておりますように、現在、合併時において資源物を含め、ごみの収集体制については、それぞれのまちでのやり方が異なっておったわけでございます。そのことを受けまして、自治会のあり方等も含めてであります。新市として統一を図っていかねばならないということで考えておりました。

それで、その統一の仕方のルールとしては、旧町のどこどこ方式にあわすということではなくて、新市として、議員もご指摘のように自然をしっかりと守りながら市民の皆様方に必要以上の負担をかけない、持続可能なそういう資源物を含めたごみ行政が図られるようにということの方向性を指示していったところでございます。

それを実際実施するということになりますと、何といたしても、自治会長さん方の、また公民館長さん方のご理解、ご協力がないことには前に進みませんので、そのようなことをいろいろとご相談したり、ご理解を深める必要があるということでもあります。そのことをいろいろ実務的な作業を進める中で、一定の方向ができつつあるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 今回のアンケート調査の集計は、始良地区、旧始良町の全自治会の集計がなされましたが、市民の意見は一切反映されておられません。先ほどでもいろいろな説明しましたが、ほとんど大半の自治会からの回答は、自治会運営資金に関するものが大半でございました。今年度から補助金対象の大半の財政的な出資を、補助金を流しておられる団体等には減額されているものが多いでございます。

そういうものの中で、行政として、やはりこのごみ行政の自治会長さんたちに、厳しい財政状況を自治会長さんたちへちゃんと説明されると、この協力体系が整っていくんじゃないかと思いますが、自治会長さんたちへの説明を、今まで厳しい財政の中だという言葉が発せられたことがあるのか、お伺いいたします。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

最近ですが、自治会長連絡協議会がございました。その中においても、その厳しい財政状況はというの、話し合いがしてあります。

また、今回のアンケート調査結果につきましても、衛生協会のほうから、会長のほうから、そういった結果についての説明がしてあります。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私が、何回となく質問をしてきたものは、厳しい財政状況に既に突入をしていきますよというのものも、事前に質問したことがあります。ですから、今回のこういうものを早く片づけて、ちゃんと整った統一した方向性を出すべきじゃないかということをお示ししよったわけです。ですが、今でも同じような状況で足踏み状態であります。

蒲生地区、加治木地区では、平成24年1月から施行期間で24年4月から実施したいと、さきの9月議会では答弁をいただきました。また、始良地区においては、計量を廃止し、24年から施行を行って実施したほうがよろしいんじゃないかと、私は再三申し上げました。その結果、今回の回答は、さきの9月議会では「25年度」という言葉で限定されておりました。今回は、どうして「以降」という言葉がつけられたんですか。その「以降」をつけられた原因をお示してください。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

この件につきましては、前は「25年度」、今回の「25年度以降」、そんなに私は差はないと思っております。私どもとしては、一応25年度を目標に実施していく考えでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 部長、失礼な答弁ですよ。打ち消されたほうがいいんじゃないですか。大したことじゃないと。私はこれは言語道断だと思うんですよ、その言葉は。なぜか。始良地区の方々のご意向は、最初市長が公約されておった項目について、すべて外部に漏れているのに、それを25年度でそれ以上にもまだ延ばすというふうな解釈になってきます。

やはり、9月議会で私は「25年度」と、これはやっかいだなという感覚を持っとったんです。さらに今回の答えは「25年度以降」に、24年度は準備期間ですから施行されたらいいんですよ。準備期間のときに。そうでないと、加治木、蒲生も施行期間でしょう。そして24年度から実施されるわけでしょう。そうした場合には、始良町は、24年度に施行されて25年度に実施に踏み切れればいいんです。それを25年度以降にという形でありますから、私があえてここに本格実施が25年でも結構なんです、24年度までに——24年度にその準備をしなければならぬと、そこらあたりの差異が25年度から準備にかかってもどうしようもないんですよ。住民はそれを望んでおりません。そのあたりは、やはりもう一回考えて答弁ください。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

現在、蒲生・加治木地区につきましては、統一化を図るということで一応進めているところでございます。旧始良地区につきましては、もう10年ぐらいになりますが、もう今資源物の収集については、ある程度進んでいるところでございまして、しかし、始良地区につきましては、そのことで一応計量

化を廃止しても、これまでの実績がございます。蒲生・加治木地区につきましては、これから始まるということで、そういった計量の実績はございません。

それに伴って、還元金の小口になりますと、実績に基づいてやっぱり行わないといけないということで、その実績を見ることによって、その還元金の交付も決まってくるんじゃないかというふうを考えているところでございます。ですので、24年度は、その施行期間ということで考えております。

私どもといたしましては、一応25年度を目標ということで実施させていただく考えでございます。以上でございます。

○23番(湯川逸郎君) もう一点、ちょっと不思議なものを答弁させていただきたいと思うんですが、答弁をお願いしたいと思います。

というのが、先ほども決裁文書の中でも番号もとってありません。市民生活部の生活環境課から出された結果報告について、お礼として、「検討項目の中で、その他プラスチックは月2回収集することについて、市の経費と自治会の労力削減のため現状どおり月1回の収集とする。やむを得ず処理を必要とする場合は」、ここからがおもしろいんですね、「各個人で始良リサイクルセンターや第2・第4日曜日の資源物収集所、回収している店舗等を活用してください」、店舗等を活用してください書いてあるんです。これは行政が言えますか。ご答弁ください。

○市民生活部長(花田寛徳君) この件につきましては、担当課長のほうで答弁させます。

○市民生活部生活環境課長(前田信秋君) 生活環境課、前田でございます。

このアンケート結果のことにつきましてご質問でございますが、どうしても持ち込めない人につきましては、始良リサイクルセンターや、第2・第4日曜日の資源物収集所を活用していただくということで、検討結果の結果につきましては、お流ししているところでございます。

○23番(湯川逸郎君) 店舗に持ち込みなさいということは、言っていないんですね。

○市民生活部生活環境課長(前田信秋君) 意見の中ではありましたが、まとめる中では、常設のリサイクルセンターと、第2・第4日曜日の資源物のほうに持っていくようにということで、自治会長連絡協議会のほうでも会長のほうからお流ししたところでございます。

以上です。

○23番(湯川逸郎君) 押し問答になりますので、続きます。

次に、松原小学校の区割りの問題についてお尋ねしたいと思います。

先ほど校区割とかそういうものがありました。教育委員会事務事業の自己採点評価で、良好な教育環境等の推進において、評価項目のある小・中学校の見直しで、校区審議会設置条例に基づき、17名の審議委員により、建昌小学校の分離新設及び校区のあり方について審議が行われたと思います。その審議において、4自治会を通学区域が適当として答申された根拠と、自治会名及び対象者の児童数を具体的にお知らせください。

○教育長（小倉寛恒君） 昨年度開催されました始良市小・中学校区審議会は、この議会でも答弁いたしましたように、一昨年、平成21年11月20日に旧始良町の小・中学校区審議会で答申された内容を検証すると、そういうことで開催したわけでございます。

その旧始良町の校区審議会で答申された内容というのは、新しい小学校の通学区域については、JR日豊線以南の自治会を中心に検討を進め、その適正規模を勘案して、この4つの自治会——松原上、松原下、あさひ団地、そして塩入団地、この4つの自治会を新設校として分離することが、最善の策であるというふうな答申が出ているわけでございます。その内容を検証したわけでございます。

その審議の途中においても、この通学区域についてはさまざまな議論がなされましたけれども、最終的には、先ほど申し上げましたように、最初答弁いたしましたような4自治会でその分離新設することが適切な措置であるという答申をいただいたところでございます。そういうことで、この教育委員会としては、4つの自治会を対象の通学区域というふうに考えているところでございます。

対象の児童につきましては、現在の児童数で、建昌小学校に通学している現在の児童をそのまま移したとすれば、4つの自治会で524人いるというところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 審議の段取りの中で、建昌小学校の校区割を審議する前に、PTAにおいて保護者の方々の意見集約をなされたのかどうか、お聞きいたしたいと思います。

○教育長（小倉寛恒君） 昨年度この校区審議会を開催する際に、建昌小学校の児童は、1年生のみが新設校にかかる話でありました。2年生以上は、もう既に開校時には中学生になっているわけでございます。そういうことでPTAには、あえて意見集約ということはいたしておりません。

そのかわりというわけではないんですけれども、この校区審議会の中で、始良市行政連絡員協議会の会長、あるいは建昌小学校行政連絡員の会長、始良・建昌両行政連絡員協議会会長、そして先ほど申しました4つの自治会長に加えて、始良駅南の自治会長、そういった方々にそれに加えてPTAの代表3名も入っていただきまして、審議していただいたということで、旧始良町の校区審議会とメンバーはそれほど大きく変容していないと、変化していないというところでございます。その辺でご理解いただきたいと思います。

○23番（湯川逸郎君） 地区の保護者説明会において自由意見を求められ、意見を述べた方が受け入れられず校区が設定されたと聞いております。これは、通学していた建昌小学校を通り過ぎて松原小学校へ通学しなければならない状況なのです。松原地区は広範囲な自治会で人口も多く、この松原校区におきましては、14校区の松原地区というのは分かれていると思います。校区的には。（発言する者あり）自治会ですね。自治会の中が14に。それを出された意見を十分検討されたのかどうかをお伺いするわけでございます。

結局、小学校の前を通過してまで通学路を変えたということは、どうなのかということでございます。

○教育長（小倉寛恒君） 確かに保護者説明会という形じゃなくて、住民説明会という形で3回ほど聞いております。夜間7時から時間帯で開催しておりますけれども、その中で学校の距離によって小

学校を選択できないかというご意見もございました。そのいただいたご意見については、回答としましては、始良市立小・中学校の通学区域の指定に関する規則に基づいて、自治会ごとに校区の指定をしておりますという回答をしております。出されましたご意見は、要望として受けとめてはおりますけれども、校区割につきましては、そういった規則に基づいていたしているわけでございます。

また、実際に現在の児童、建昌小学校の児童で、松原上のそういった子どもたちの通学状況を考えまして、全体で393人、松原上でおりますけど、そのうち285名は距離が短くなっております。新設小学校に移ることによって、あと108名が若干遠くなっております。そういう全体としては、この数としては近くなってきているというふうに考えております。

○23番(湯川逸郎君) 自己点検評価のコメントにおいて、「小規模校の活性化に努める必要がある」、また「人口増減に伴い、適正な学級編制は難しい課題」とコメントされております。この課題について、校区審議会は、市内各小・中学校の校区割の見直し論議はされたのか、お伺いいたします。

○教育長(小倉寛恒君) 先ほども答弁いたしましたように、この昨年度の校区審議会というのは、始良市立建昌小学校の分離・新設及び校区のあり方について諮問したものでございます。したがって、その小規模校の活性化について、あるいはそのための学級編制についての諮問はいたしておりません。

また、ご指摘の今の教育委員会の自己点検評価というのは、前年度の事務事業の内容について、外部の評価員の知見も活用いたしまして、議員の皆様方に報告をいたしました内容でございまして、直接の校区審議会で審議した内容ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○23番(湯川逸郎君) 各小・中学校の児童数、生徒数の実態は、校区審議会委員でなければ、校区割の見直し論議はできないと思います。校区審議会の中で、仮称松原小学校開校に伴い、現在の小規模校の校区割の見直しも当然なざる必要があったのではないかと思います。これからは、されるお考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○教育長(小倉寛恒君) 始良市立小学校区審議会条例の第2条に、「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、始良市立の小学校及び中学校の就学する校区の設定、または改廃に関する事項を調査・審議し、その結果を答申する」と、そういう規定になっております。

教育委員会の諮問に応じて審議すると、いただくことになっておりますけれども、教育委員会としては、今の小規模校の活性化に対しては、特認校制度、あるいは山村留学制度というものを活用することによって、活性化策を模索しているわけでございまして、通学区域を見直して全体をいじることには、それはどちらのほうにもやはりさまざまな異議が出てくるというふうに考えておりますので、現在のところ、小規模校の児童・生徒の偏りを通学区域で見直すということは、考えておりません。

○23番(湯川逸郎君) 先ほど答弁がありましたんですが、校区内の松原小学校の新しくなった場合には395人ということが出されましたが、あとの建昌小学校に残る人数が……(発言する者あり)ごめんなさい。根拠となった児童数524人という回答がありました。524人の対象者で、松原小学校に通学された残りとして、建昌小学校がうんと空きますね。そのあたりの調整ちゅうのはどのように

されるのか、お伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、今の児童がそのまま移った場合には524人ということで、児童数というのは移行していきますので、どう変化するかわかりませんが、今の数字を引いても400人弱ということで、建昌小学校というのは、いわゆる適正規模の範囲内にあるというふうに考えております。

いずれにしても、やっぱり適正規模を維持していくということを考えておりますので、建昌小学校のほうも、今の学校としても規模の多い学校でございますので、そう急激にこちらが減少していくということは考えておりません。

○23番（湯川逸郎君） 立派な小学校の運営がなされるとともに、今申し上げました私の4つの提案かれこれが、スムーズに今後市に反映されることを願って終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで湯川逸郎議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。5分程度といたします。

（午前11時04分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、1番、本村良治議員の発言を許します。

○1番（本村良治君） 登壇

傍聴席の皆さん、こんにちは。きょう朝早くから傍聴に起こしくださしまして、ありがとうございます。私は、議席番号2番の本村良治です。

先日通告しました二つの質問に早速入ります。

1、福祉行政の事業の拡充を求める。

（1）、現在、一定額の予算を執行して入浴券の利用が行われているが、発行件数は、ここ四、五年どのような推移をたどっているか。

（2）、その結果をどのように分析しているか。

（3）、入浴券利用にかわる福祉・生活向上の目的に沿った内容の事業を検討するつもりはないか。特に移動手段がない高齢者への配慮が必要であると思うが、どうか。

（4）、現在の入浴券の利用の実態を分析して、今後の方向性についてどのような見解を持っているか。

次に、教育問題。

（1）、学校の施設整備における要望は、どのような手順で教育委員会は把握するのか。

（2）、把握した要望には、どの部署で対応するのか。

（3）、整備の優先度は、どのような判断基準により決定するのか。基準の具体例を挙げて説明せ

よ。

(4)、合併後、どのぐらいの要望が寄せられているか。

(5)、現在までにどれぐらいの件数が処理されたか。処理されなかった件数は、どれぐらい残っているか。その主な理由は何か。

(6)、要望への対応の結果については、学校に対してどのような方法で知らせているか。

これで、私の1回目の質問を終わります。2回目の質問は、質問席から行います。

### ○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の教育問題についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の福祉行政の事業の拡充を求めるについての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

温泉保養券につきましては、旧3町で額面や枚数に差異がありましたが、合併後は、70歳以上の方に対して、100円の保養券4,200円分を限度に交付しております。

また、18歳以上の障がい者の方にも温泉保養券を交付しており、一人で入浴できない高齢者や障がい者の方も家族湯などで使うことができます。

平成21年度の決算額は、旧3町の合計で2,745万7,000円であります。平成22年度は、対象者1万5,376人のうち、9,415人に交付し、決算額が2,465万円で交付率61.2%、利用率62.3%となっております。

本年度は、10月末現在で、対象者1万5,725人のうち、8,647人に交付し、1,219万円の利用があり、交付率55%、利用率34%となっておりますが、年度末までには、前年度を若干上回ると見込んでおります。

今後は、高齢化による対象者の増加に伴い、交付率・利用率ともに年々増加していくと想定しております。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

高齢者の引きこもり防止や健康増進を図ることを目的に、温泉保養券を交付しておりますが、多くの高齢者に喜ばれている事業であると認識しており、高齢者の医療費抑制や介護予防の意味からも、今後も継続していきたいと考えております。

また、高齢者の移動手段の確保については、十分認識しているところであります。

現在、身体機能の低下に伴う高齢者等の交通弱者の交通手段を確保する方策としまして、NPO法人等が行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスである福祉有償運送制度の実施に向けて作業を進めているところであります。

### ○教育長（小倉寛恒君） 2問目の教育問題についての1点目から6点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

施設整備に関する要望につきましては、各学校から当初予算要求書の提出と、学校訪問時における施設参観時での点検、また年間を通して各学校長から緊急に整備改修を行う必要のある箇所の要望等については、随時相談を受けるなどして、各学校の施設整備箇所の把握に努めております。

担当は、教育総務課が対応しております。

整備にかかる優先度の判断基準は、建物の雨漏りやコンクリートの爆裂箇所、遊具の腐食など、児童・生徒の安全確保を最優先して、危険箇所の改修に努めております。

合併後の要望件数は、修繕関係が幼稚園、小・中学校を合わせて、現在695件あり、すべて改修済みであります。工事関係は、年次的な実施計画に基づき、24件の改修を実施しております。

未改修件数は、学校予算要求の施設・設備改修要望で、約20件ありますが、未改修理由としては、実施計画に既に計上済みで、来年度以降改修予定のものや、空調機器の設置など、今後全市的な課題と思われる要望も含まれております。

学校から要望された案件の周知のあり方につきましては、工事に着手する部分は、当然学校としては承知することになりますが、未改修の案件については、将来的な予算確保の問題もあり、明確に示せないところであります。

以上で答弁を終わります。

○1番（本村良治君） 答弁書の3ページに、NPO法人等が行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスの福祉有償運送制度の実施に向けて作業を進めていくと書いてありますが、このところをもう少し説明を詳しくお願いします。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） お答えいたします。

福祉輸送の有償運送については、道路運送法が、平成18年の10月に改正をされまして、運輸支局に対しての登録制になっております。その中で市町村が運営協議会を立ち上げまして、その中で協議をしてゴーサインが出れば、運輸局のほうにそのNPO法人等が登録することになっております。それにつきましては、今回12月8日に、第1回目の運営協議会を開催するようにしております。

以上です。

○1番（本村良治君） 教育委員会の答弁書の2ページに、優先度の判断基準についていろいろ書いてありますが、例えば私は、11月に旧始良町内の学校を全部回りました。そして、その中で特に建築年数の古い学校で、まだちょっと個別にもう少し整備を進めたほうがいいと思う箇所がありました。特に木造構造の廊下が、あのままでは児童・生徒の安全確保につながらないと思いますが、古い校舎は、全般的に点検がなされていますか。

○教育長（小倉寛恒君） 危険箇所につきましては、修繕で即時に対応しているところをございまして、今後もそういった学校の日々の施設点検、施設整備のいわゆる目視点検と、それから担当課でございます教育総務課から、その施設状況調査、そういったことで危険箇所の点検は行っているところでございます。

そういった危険性の高いところにつきましては、もう即座に修繕で対応しているというところで、先ほど申し上げました件数、約700件ぐらいというものは、即座にやってきたその結果だと考えております。

○1番（本村良治君） 私が回ったある学校で、廊下の面の板が割れているとか、あるいはクギがむき

出しになっている学校があります。また、ある中学校では、隣の小学校は外壁がきれいなのに、中学校は戸も傷んでいます。そうした課題があると思いますが、そういうところは、どのように対処されますか。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

学校の廊下等のクギとかそういうものにつきまして、学校側から要望があれば、すぐ対処できるように修繕料は、予算は常に確保しているところでございます。

また、外壁につきましては、現在緊急性のあるものについては、既に改修を済ませておりますので、もし今後そういうのが必要であれば、また予算をとりまして進めていきたいというように考えております。

以上です。

○1番（本村良治君） では、後日、写真と書類を添付して教育委員会に届けますから、ぜひ検討してください。

以上。

○教育部長（湯川忠治君） 提出していただければ、検討いたします。

○1番（本村良治君） それでは、これで私の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで本村良治議員の一般質問を終ります。しばらく休憩いたします。

（午前11時27分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時27分開議）

○議長（兼田勝久君） 次に、2番、笹井義一議員の発言を許します。

○2番（笹井義一君） 登壇

時間が半端になりそうなところでございますけれども、ひょっとすると早く終わるかもしれませんので、続けたいと思います。

項目1、始良市の住環境の整備と幹線的なアクセスの整備についてお伺いいたします。

趣旨の1項目め、帖佐駅前周辺整備についてお伺いいたします。

このことについては、9月議会で同僚議員が一般質問を行いました。少し視点を変えて質問をしてみたいと思います。

帖佐駅から蒲生のほうを向いて左側の建昌小学校側、これは軽自動車がやっと通れる道幅でございます。そして、右側の旧こうか建材跡地までの地域の区域は、徒歩でしか通行できない、そして横には一つも道路は路線が通っていないと、このように極めて厳しい住環境でございます。

県道整備だけでは、帖佐駅前地域の活性化は期待できない。街路菅原線と県道整備にあわせて、小

規模な土地区画整理事業を実施して総合的に整備する必要があると考えます。市長の考えをお伺いいたします。

要旨 2、その他の地域の住環境整備についてお伺いいたします。

ただいまここに4つ質問してございますが、1つ目が、重富の旧国道10号線から海側の集落、これは一輪車しか通れないような縦の道路でございます。非常に未整備でございます。2つ目が加治木の国道10号線から加治木港までのあのねずみやの角から左側の集落でございます。3つ目が、始良の松原下の憲徳寺というお寺さんがございますが、この周辺の集落、4つ目が加治木高校から西側の網掛川までの集落、それぞれの地域の整備構想をどのように考えているか、示されたい。

要旨 3、市内には、上記のほかにも居住環境が整っていない多くの地域があるが、どのように対処されるか。市全体を対象とした方向性をどのように考えているか、お示し願いたい。

要旨 4、本庁舎から蒲生までのアクセス整備について、お伺いいたします。

これは、先ほど同僚議員からもありましたように、県道錦原線の延長線上に、ちょうど山形屋を過ぎた真っ直ぐ行ったところに2連ボックスが設置されております。これを延伸して、建昌城址の下側と、その下に大文字池という池がございますが、この間を通過して、県道十三谷線に接続することは十分可能と思われまます。

なお、接続地点から船津公園までの間の県道十三谷線、これもなかなか整備が進んでおりませんが、この整備を促進するためにも有効と思うがどうか、見解を示されたい。

次に、項目 2 でございます。

サービスエリアのスマートインターチェンジ設置についてお伺いいたします。

市長は、スマートインターチェンジ整備調査委託料として、130万円を歳出いたしました。しかし、その結果は、公表されておりません。同僚議員の一般質問に対して、整備事業可能性調査結果は、費用対効果が1以上であるとのように答弁されております。

以下について質問いたします。

まず1つ目は、建設費用をどの程度なのか示されたい。

2つ目が、日平均、何台の車が利用して、そしてどれだけの効果額が見込まれるのか、具体的に示されたい。

3つ目が、加治木インターチェンジと始良インターチェンジの間、これは5kmということを書いておりますが、これは、おおむね8.7kmとこのように道路地図に書いてございました。そのうちサービスエリアから始良インターチェンジまでの距離は、わずか2km、その間にスマートインターチェンジの設置が本当に必要なのか、その根拠を示されたい。

あとは、一般質問席からお伺いいたします。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

1問目の始良市の住環境の整備と幹線的なアクセスの整備について問うの1点目のご質問にお答えいたします。

帖佐駅前周辺整備につきましては、議員ご指摘のとおり、整備の必要性を認識しております。

現在、都市計画道路菅原線を整備中でありまますので、この路線が完成しますと、地域の状況も変わると考えております。

また、周辺の住環境整備につきましては、区画整理事業が有効であることも認識しておりますが、事業の特徴として多額の費用と年数を要すると同時に、土地の減歩をはじめ、制約や負担を伴うことから、有権者の賛同が不可欠であります。

始良市のまちづくりを考える中で、帖佐駅前周辺や都市計画道路帖佐駅三拾町線につきましても、中心市街地としての街並み形成に必要な地域であると認識しておりますので、総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら検討していきたいと考えております。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

重富の旧国道10号から海側の集落につきましては、区画整理事業を導入するとなれば、現在、都市計画道路の計画がありませんので、計画の見直しを検討する必要があると考えます。

2番目のご質問についてお答えいたします。

加治木の国道10号から加治木港までの集落につきましては、一部の区域が戦災復興区画整理事業で整備されておりますが、年数が経過し、状況が変わっておりますので、全体的に検討する必要があると考えます。

3番目のご質問についてお答えいたします。

始良松原下の憲徳寺周辺の集落につきましては、区画整理事業で整備するとなれば、現在、都市計画道路の計画がありませんので、計画の見直しを検討する必要があると考えます。

4番目のご質問についてお答えいたします。

加治木高校から西側の網掛川までの集落につきましては、高校北側（札立）地区の区画整理事業の計画が諸般の事情により施行できず、現在休止の状況であることから、過去の経緯や現在の状況も含めて再検討しなければならないと考えております。

いずれの地域も始良市としてのまちづくりを進める中で、総合的な観点から検討する必要があると考えます。

3点目のご質問についてお答えいたします。

整備手法につきましては、面的な整備や線的な整備などいろいろ考えられますが、土地利用、用途地域の見直し、計画街路の見直し、雨水排水整備など総合的に計画することが大切なことであることから、総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、始良市のまちづくりを検討していかなければならないと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

錦原線は、帖佐第一地区土地区画整理地域から高速道路下の2連ボックスを通り、約130m先の地点まで都市計画道路として決定しており、その後の路線は、決定しておりません。

錦原線の延伸につきましては、総合計画のまちづくりの構想の中で、道路網の配置等の検討をしていきたいと考えております。

また、県道十三谷重富線につきましては、現在、船津公園前から船津交差点の区間を整備中であります。

次に、2問目の桜島サービスエリアのスマートインターチェンジの設置について問うの、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

（仮称）桜島スマートインターチェンジの設置可能性につきましては、国土交通省が作成した資料により、推計された1日計画交通量は、約7,200台となります。このようなことから、走行時間短縮便益が45億円、走行経費減少便益が2億円、交通事故減少便益がマイナス1億円と推計されております。

す。

この結果、投資限度額が46億円と算出されたことから、整備の可能性は十分にあると判断されました。

スマートインターチェンジの設置費用につきましては、サービスエリアから料金所までを高速道路株式会社、料金所から接続する幹線道路までを関係自治体が負担することとなっております。

市が実施する接続道路の新設改良事業費は、約6億2,000万円と試算しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

スマートインターチェンジは、高速道路利用者の利便性の向上、地域の活性化、物量の効率化などに寄与するために設置するものであります。

始良地区の中心部に（仮称）桜島スマートインターチェンジを設置することにより、始良市南部地域の活性化や大型商業施設や帖佐第一地区土地区画整理地域へのアクセスが容易になるなど、利便性の向上が図られます。

また、県の中央部に位置するという地域の特性を生かした広域交流拠点としての機能を目指す上でも、重要な事業であると考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（笹井義一君） 項目1から、2回目の質問を行います。

要旨1のうち、土地区画整理事業については、この答弁書にもございますように、土地の減歩や住居の移転などで、大きな通りに面している地権者の同意を得ることが最大の課題であろうとこのように思います。しかし、この課題を乗り越えて、宮島町、西宮島町、池島町、永池町、そして松原町——今回松原町となりましたけれども、これらが整然とした街並みを形成しております。

そこで、事業部のほうにお伺いいたしますが、最近、この土地区画整理事業もミニ版ができているということでございますが、これの最小の対象面積、そして街路は必要であるというようなことも伺っておりますが、その辺のことについて詳しく述べていただきたいと思っております。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

帖佐駅前東側、駅に続く県道と、街路菅原線、旧国道10号線に囲まれた地域も含めての件でございますが、現在、小規模な区画整理事業ができないかということです。

地方公共団体が補助を受けながら事業を実施するとなりますと、まず補助事業の採択基準を満たす必要があります。一般的には、公共団体等の施行の補助事業採択基準の主なものにつきましては、施行面積が5ha以上でございます。それと、街路事業がその中に通っているというような条件がございますので、それらをクリアする必要があると考えます。

また、先ほど言われましたとおり、土地のその地区の土地利用や現状、それから減歩率、それ等が面積が小さいことによりまして、減歩率が高くなると想定されることや、それから排水の問題等そういう問題も出てきますので、今後いろいろ研究していく必要があると思っております。

○2番（笹井義一君） 最小面積が5ha以上、そして街路事業がここになければならない。5ha程度で街路を入れるというような、そもそも間違いといえますか、条件としては、よっぽどそこが適正なところでなければ該当しないと、そのように考えるわけでございます。

私は、この質問をしてから議案をいただきまして、その議案の中に第84号の始良市総合基本計画を定める件、あるいはその参考資料というものをいただいております、この辺も質疑の中では、なかなか限られた3問目しかできない。時間は30分しかできないということでございますので、その辺を踏まえてひとついろいろ質問をしてみたいと思います。

この始良市総合基本構想では、現在、構想の何と申しますか、示されておまして、構想の詳細する意味合いから質問するわけですが、基本構想のこの24ページに、「快適で暮らしやすいまち」として「自然災害から市民を守り、消防・救急などに迅速に対応できる体制を整え」云々がございます。

それから、この分厚い参考資料がございますが、この参考資料の102ページには、「良好な住環境の整備の現状と課題」で「消防・救急など緊急車両やごみ収集車等の動線も考慮」、その中にいろいろ書かれておりますが、「その手法として土地区画整理事業は最適な事業と位置づけています」、このように書かれております。私が今言っていることと本当に一致しているわけでございます。

103ページでは——その次の103ページですが、「基本施策の方向性として、宅地の利用と都市基盤施設の整備改善を図るため、計画的な土地区画整理事業を推進します」と、このように明記され、さらに主要施策の1番目に、土地区画整理事業の促進が明記されております。このことは、私が当初最初に1問目で、1回目の要旨1で質問したものと合致しているわけでございます。

市長は、この始良市総合基本構想に掲げた将来像を、基本計画ではどのように具体的に計画し、そして推進されるおつもりか、考えをお聞かせください。

**○市長（笹山義弘君）** 始良市が誕生いたしまして、いろいろと機能面等を含めて新市に求められている課題は多いというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、まさに東日本震災を受けまして、この避難路の確保等々について、やはり防災という考え方よりも、まず避難を促すということが有効であるということも、今回のことでつぶさに感じたところがございますが、それらのことを含めてまちづくりのあり方等々について、新市としてのこれまでの旧町で培ってこられたそれらのいろいろなまちづくり計画、これらを尊重しながら、しかし新市としてどのようなまちのあり方をすればいいのか、そういうゾーンのことも含めて、見直しをかけていくという必要があるかと思います。

その中で、道路網の整備ということについても、財政の面、それから優先順位等をどうつけるかのこともあります。始良市全域を有効にこの幹線で結ぶということも含めて、この辺のことも検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

**○2番（笹井義一君）** 要旨1から要旨3までは、共通する内容でございますので、特に要旨1について質問したいと思います。

もし、始良・伊佐地域振興局が、この県道を改修したいと拡張工事を決定した場合、要旨1にかかる地域、つまりこの駅前周辺のこの区域、これが菅原線を通して、一つもこれは学校のほうは改善されなくて、学校の下にあそこがちょっと関連があるだけで、ほぼ何もこれは変わることはございません。

そこで、この要旨1にかかる地域の区画整理事業は、市単独で事業で、例えばなぜこういうことかといいますと、先ほど事務局の執行部のほうから答弁がございましたように、街路がなければいけな

いといろいろな面積的な制約、そういうものもございます。

そこで、市単独事業で実施する意思があるのか。これは、これを全体的に整備しなければこれをやった意味があまり効果が出てまいりません。この効果を出すためには、やはり駅前広場から含んだそういう基盤整備といいますか、土地区画整理をやって、そしてそこがきちっと整備されていく。それによって活性化が出てくるだろうとそのように思うわけですが、市単独事業で実施する意思があるのかどうか。これはいつのことかわかりませんが、このことをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 区画整理事業の考え方でございますけれども、基本構想の中でも、そのような方向性についてはうたっているところでございますが、始良市全域を見渡しますと、同じようなその生活環境にあるというのは、重富、この国道以南の地区含めて、加治木地区では須崎地区が同じような状況でございます。

そういうことを考えましたときに、その始良市全域を見つめて、どのように構想の整備をしていくかという、新たな検証が必要になってきたというふうに思いますので、その辺を全市を網羅した形で一回検証をかけて、そして考えていきたいというふうに思っております。

○2番（笹井義一君） 全市を考えた計画は、それは当然なことでございます。言われるとおりでございます。私が今問うているのは、ここが県道が整備されるというようなことに至ったときにどうされるかということを知っているんであって、全市的に云々という話は聞いておりません。できればやろうという意思があるならやろう、意思がないならそれはありませんとお答えください。

○市長（笹山義弘君） 今それにお答えする状況にはないというふうに思います。その道路環境を含め、その辺の仮定の話はされますが、そのことについて私が言及する立場にはございません。

○2番（笹井義一君） 了解いたしました。

次に、要旨4の2回目の質問でございます。

これは、総合的な市道計画の中でやるということでございますけれども、少し視点を変えてみましょう。この庁舎の横を通っております宮島線がございます。これは、延長線上は、蒲生総合支所への幹線道路として整備すべきものだと、このように考えております。ところが、この九州縦貫道を抜けるボックスが1連でしかない。どうしても機能を果たすことはできない。

ところが、これが障がいになっているんですが、工法的には、推進工法という押し出していく、暗渠をずっと押し出していきながら通していくという、道路を通しながらやっていけるという工法がございます。

このような方法を活用した場合には、多分通せるだろうとこのように判断するわけですが、このことについて推進工法でボックスを設置する、技術的には可能と、このことに対して、私は道路公団と思いましたが、先ほどの答弁では、高速道路株式会社という表現がされておりましたので、そのそこと協議したことがあるのか。その協議したことがあれば、その協議結果についてお知らせ願いたいと思います。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

西日本道路株式会社とは、協議したことがないというようなことでございます。

○2番（笹井義一君） その辺がしっかり協議をされて、そしてそのことがどのように今後進められるかということであれば、その錦原線のその路線を2連のところを延ばしていくのか。どうせ同じところにぶつかっていくわけです。そうしたときには、やはりこの辺の一つの参考、言わば考える計画を構想する、練る、そういう材料になると思うわけですね。

ですから、これは、どうしても早く協議といえますか、そのようなことをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長でも結構です。

○市長（笹山義弘君） この高速道路が施工されまして、もう40年ぐらいになりますかね、その間ずっとこの2連ボックスが、この今の現況であるということでもあります。

その高速道路が施工されたときの背景としますと、大きくは、まず始良地区南部の発展が非常に促進されたということと、それから始良市という新しい行政になったという大きな違いがあろうと思います。

そういう中で、この二つの道路については、蒲生地区と結ぶ重要な路線であるということは、認識しております。

そういうことで、今後、先ほど来申し上げておりますように、総合計画と都市計画マスタープラン等の策定をする中で、この幹線道路をどのように始良市として残していくのかということの視点から、その辺の研究もしてまいりたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。午後の会議は、1時10分より開会いたします。  
(午前11時57分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後1時08分開議)

○議長（兼田勝久君） ここで建設部長より発言が求められておりますので、これを許します。

○建設部長（大園親正君） 先ほどの答弁に対しまして、おわびを申し上げます。訂正を申し上げます。  
森船津線の高速道路のボックスの件でございます。協議していないようなことをお答えしましたんですが、平成9年の1月17日におきまして、当時自転車歩行者専用の管渠を推進工法でやるということで、協議をいたしております。申しわけございませんでした。  
以上でございます。

○2番（笹井義一君） 協議をしたということでございますけれども、これは、ボックスをもう1連ふやすということではなくて、人道が歩道というような形でこれをやろうということでしたかと思えますね。その結果は、どのような返事があったのか、お知らせください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

当時、ボーリング調査をするということで協議をしております、その結果次第で、再度また協議をするようにちゅうなことになって、そのまま終わっているようでございます。

○2番（笹井義一君） これは、旧始良町時代のことだろうと思えますけれども、本当にとんでもないことなんですね。やはりその辺は、きっちりやっていただくということ。それから、それが通るのか通らないのかどうなるのかということは、やはりきっちりしていかなければならないと思えます。

ですから、この辺はもう一度というわけではございますが、もう1連、推進でできるのか。工法的にも場所的にも可能性はあると思えます。このことについて、県の振興局のほうと協議される、そしてしっかりと結論を得るといふ確約ができますか。お伺いいたします。

○建設部長（大園親正君） 今のところではそこまではっきりちょっとお答えは申し上げられません。といいますのが、非常にこの事業が、先ほど申しました歩道の推進工法の片側の分でありまして、大体高さが2m50、幅が当時3mですけれども、それが片側だけでも大体4億5,000万から5億程度の試算になるようでございます。

だから、その今の状況を考えますと、まだ、そこ辺ははっきりちょっと申し上げられないと思っております。

○2番（笹井義一君） 金額のことを申されますけれども、その辺は、しっかりと、それこそ調査をして、そしてそのあたりがわかっただら、また報告をいただきたいと思えます。

それでは、項目2の2について、2回目の質問を行います。

答弁の中で、国土交通省が示した台数、これが日台数で7,000台と、こういうふうに示されました。これは、通過台数なのか、あるいはスマートインターチェンジを設置したときに、乗降する台数なのか、このことについてお示しを願いたい。

○建設部長（大園親正君） 担当課長に答弁させます。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 土木課の岩穴口でございます。お答えいたします。

7,200台というのは、1日のこのスマートインターができたときの、そこを利用する台数でございます。

○2番（笹井義一君） これは、ここを通過する総数ではなくて、ここを乗ったり降りたりする、この台数ということよろしいですか。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） そのとおりでございます。

○2番（笹井義一君） それは、後で資料をお示しください。130万をかけてこの調査をしております。ですから、しっかりしたものが出ているだろうと思えます。これを設置したときのこの台数でいって金額が出ておりましたけれども、すごい便益が出ておりましたね、7,200台で走行時間短縮便益45億。この45億というのと、それから走行減少便益2億円、それから交通事故減少便益がマイナスが1億円

と出ておりますが、この金額の単位は1年でしょうか。どれだけの期間の中でこれだけの便益が出てくるのか、お示してください。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

この便益の総計46億円というのは、スマートインターチェンジを設置した場合の便益でございます。ですので、スマートインターチェンジにかかる事業費に対する金額というふうにお考えいただいて結構だと思います。

○2番（笹井義一君） 今の答弁は、私には何にもわかりません。

あのね、これだけの利益が生ずるんですよと、時間短縮することによって、どれだけの、言えば利潤が生ずるんですよということが、はっきり出なければいけないと思うんですよ。

例えばあそこの工業団地から始良インターに行くのと、そこのスマートインターチェンジまで行くのと、どれだけの時間差がございますかということですよ。私どもが松原におりますけれども、そこから加治木のインターまで、あるいは吉田のインターまで行くのと、今度スマートインターチェンジができたときに、そこまで行くのにどれだけの時間差があるのかと。その時間の差に対してどれだけの便益が生じてくるんですよというそういう計算じゃないんですか。お答えください。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） この便益、走行時間短縮の便益、それから走行経費の便益、それから交通事故減少の便益、これは、まずスマートインターチェンジを設置したとき、これだけの経費が削減されるということでございまして、今この可能性調査というのをやって出た結果が、何と申しますか、そのスマートインターチェンジを建設する経費に対して、46億までは投資していいという額でございます。

○2番（笹井義一君） 担当課長の答弁は、非常に苦しい答弁をされているのがよくわかります。投資効果というのは、私もそういう測量設計等をずっとやってまいりましたので、これだけ投資して、そしてこれだけ収益があるんですよと。例えば、ほ場整備で畑をつくりました。田んぼをつくりました。そこに何かを植えました。そしてそれでいわゆる収益、これは賃金もいろんなものを差し引いた中の純益と、そしてそれにかかる経費を比較したときに、1を超えるか超えないか。それが結局投資効率なんですね。

今言われているのは、その便益が何によって幾ら出てきているというのが、具体的に示されない。これは、多分私は時間に対する便益でなければ、高速道路の持つ意味合いは、それだけでしかないと思うんですよ。時間が短縮されるからこれだけの便益が出るんだと。それが何ですか、スマートインターチェンジを設置したから、それだけの便益が出ると言われるならば、じゃあそれは何がどれでこう、何がどれでこう、それが具体的に示されなければならない。そこを具体的に示すことができますか。どうですか。お伺いします。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） この費用の便益は、先ほどから申しますように、スマートインターチェンジを設置する費用に対しての投資限度額でございます。今度は、採算性ということになりますと、スマートインターチェンジを設置した場合、設置しない場合という二つの状況に応じて、その設

置した場合、設置しない場合の差額が出てくるわけですので、その使用料金の収入額が調査の結果では、設置をしたほうが収益のほうが上回るという調査結果が出ております。

○2番（笹井義一君） 今の答弁は、これは高速道路側の収益の話のような感じがするんですが、これは、資料をいただきたい。要請しておきます。

この中で、総合計画の基本構想の参考資料の97ページに、交通環境の整備充実として、今話題になっております桜島サービスエリアにスマートインターチェンジを設置推進。それからもう一つあるんです。始良地区の松原から加治木の須崎へ橋を架けるという構想。これは始良町の時代、バブルの全盛期の話のそのころにこのような話が持ち上がったのでございます。合併して新たな市長が登場されました。誕生しました。これは、新たな視点で新たな構想をつくっていただきたいと、このように強く感じます。

私どもは、議員はつくれつくれということばかりではなくて、このようなものは、やはりこの際、新たな危機整備構想をつくる。その際に計画構想をつくる際には、この辺はやっぱり切って捨てる。そのぐらいの勇気があっていいんじゃないかならうかと思えます。市長、よく聞いてくださいよ。最も市民に身近な生活道路、側溝、その維持補修に税金を使っていたいただきたいのです。

始良市で最も世帯が大きい松原上自治会が、平成23年2月17日に、「市民生活に密着した道路などの設置整備を求める要請書」を提出いたしました。これには、道路が8路線、水路は16路線、その他が3件ということで、遠慮しいしい出した数字がこれだけなんです。だから、ほかの地域でもたくさんこのような整備をしていただきたいという要望があるわけなんです。

ところが、なかなか整備が進まない。今地域は、住民はこのような身近なことを求めているわけでございます。スマートインターチェンジも一部の方々が車を持って、それを使う一部の方々が使っている。ところが、我が家の前にある道路は、そこに住んでいる人たちが毎日使っているんです。これは、道路がはげて、舗装がはげて、側溝も車が通ったりするとぐらぐらになって水が流れない。市長は、市民が求める要求に対して、真摯にやはり耳を傾けて、真に市民のために市政は、市長は何を行うのかと、市政は何を行うのかと、この辺が一番大切なおところではないだろうかと思っております。

私が市長であっても、この松原から須崎へ架ける橋なんかは、目につかれなかったかもしれない。そんなもんだと私は思います。ですから、やはりもう一回、私どもの声も聞きながら、この市民の要求に対して真摯に耳を傾ける市政を行うべきと考えておりますが、もう一回市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

まず、お断りを申し上げておきたいと思いますが、私がスマートインターとか、その橋の構想等を述べることで、従来の生活道路的な行政を怠っていくということにはならないと思います。それもあわせて、松原地区、特にこの地域につきましては、排水問題も大きく抱えておりますことから、思い切った区画整理なり、そういう思い切った何かを入れないと、排水対策もなかなか難しい地区でございますので、そういう意味で、そこらをどのように解消していくのかということも十分に認識しているところでございます。

したがって、そのことの構想を出したからといって、それらをおろそかにするというようなことは決してございませんので、ご理解をいただきたいと思いますが、スマートインターの構想につき

ましては、始良市がどういう立ち位置にいくのかと、行政間の競争を生き残る中で、始良市は流入人口をふやしていく、中間人口をふやしていくということによって活性化をするということの私は考えのもとに、このような検証をするといえますか、検討を重ねているところでございます。

したがって、始良市に県と鹿児島市より、中間人口、流入人口をふやす、そういう施策は、どのようなことが図れるかというもとで、そのようなことを検討させておりますので、ご理解をいただきたい。そのことで、そういう市としての活性化を図る大きなその政策であろうと思いますが、そのような視点から、そのことによりまして、先ほど来出ておりますこの道路の蒲生との議員もご指摘いただいております問題につきましても、2連ボックスのまず活用ができてくると、その延伸でその従来の宮島線の延長との、この始良地区のその渋滞緩和とか、その辺の話にもつながっていくということにもなってこようと思っておりますので、それらのような視点で考えているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○2番（笹井義一君） このインターは、加治木と始良間で8.7kmしかないんですね。そして、始良インターとはもう2kmぐらいでしょうかね。本当にそれだけのメリットがあるのかなと私は思っています。

それから、この別府川下降に橋を架ける。何のために架けられるのでしょうか。松原地域と須崎地域を活性化させるというものがこれにちゃんと書いてございます。付箋も置いてございます。工作物は、つくったときから維持管理が始まります。大きな話をすると、本市架橋が3つありますけれども、今考えれば、本当に3つが必要なのかというそれも思いますけれども、それは話は別にしても、なぜその架橋が必要なのかと、ここの部分が、まだ今回の私は一般質問の中に出しておりませんが、しっかり見ていただきたい。何を目的にこれをするのか。実をとるのか、あるいは見てくれをとるのか。この部分をもう一回、市長のご答弁をいただいて一般質問を終わりたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

県の中央にありまして、県一暮らしやすいまちをつくろうと、今しているところでございますけれども、その背景には、やはり安全で安心なまちづくりということが欠かせないわけでありまして。

そういう中に、やはりこの安全な道路網の整備、こどもかかってまいりますし、それからこの排水雨水対策等も入ってまいります。そういうことを含めまして考えましたときに、その方向性として、議員ご指摘のいろいろご異論がございまして、私としましては、当面の始良市の立ち位置としましては、質の高い居住空間として発展させたいというふうに考えております。

そういうことから、それらの各種課題に積極的に取り組む必要があるというふうに思っておりますが、いろいろとハード面だけではなくて、ソフト面も含めていかにコミュニティを残していくかということについても、24年度からかかってまいりたいというふうに思います。

これらのことは、議論をしっかり尽くさせていただきまして、皆様方のご意見等をお聞かせいただいて、市長一人でする——大きな仕事でありますだけに、できることではございませんので、ぜひともそういう意味でご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで笹井義一議員の一般質問を終わります。

次に、18番、玉利道満議員の発言を許します。

○18番（玉利道満君） 登壇

私は、中山間地域が安心して暮らせるという観点から、2点について質問をいたします。

1点は、野生鳥獣対策、2点目は、市有林経営における部分林の問題であります。いずれの問題も同僚議員により、問題が提起されております。野生鳥獣対策については23年第1回、部分林については22年第2回定例会において質問がなされ、答弁がなされております。今回は、これらを踏まえて再度市長の考えを伺います。

ご承知のとおり、野生鳥獣による被害は、農山村の暮らしに深刻な影響を与えております。猿、イノシシ、鹿等をはじめ、野生鳥獣は直接的な被害はもとより、たび重なる被害に経営の意欲をそがれ、また生活の安寧を脅かしております。このようなことから4点伺います。

- 1点、市長は、この現状をどのように認識しているか。
- 2点、鳥獣被害防止計画に基づき、どのような取り組みがなされたか。
- 3点、被害防止のため、思い切った対策が必要であるが、どのように進めていくのか。
- 4点、非常勤の職員として、鳥獣被害対策専門員を置く考えはないか。

次に、部分林の問題であります。森林は、水源の涵養、山地災害の防止など、重要な役割を果たしていることは申し上げるまでもなく、そして、森林の育成は、今後ともその必要性を失うものではありません。しかし、今日の木材価格は低迷し、林業についての経営意欲は失われつつあります。このような時代を背景として、将来の森林経営の展望を考えると、部分林の問題を検討する必要があると考えております。

部分林は、市有林に対する市民からの申し出による造林のことであり、豊かな森林の形成に大きな役割を果たしてきました。合併時に職務執行者において専決処分された始良市部分林条例の改正が必要と考えております。2点について伺います。

- 1点、林業の活性化を図るため、収益の分取割合について検討することについて、どのように考えるか。
- 2点、始良市部分林条例の附則第3項については、削除すべきであると考えているが、検討することについてどのように考えておられるか。

以上でございます。あとは一般質問席から質問をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

玉利議員のご質問にお答えいたします。

1問目の野生鳥獣による被害防止についての1点目のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害については、中山間部を中心に増加傾向にあることは、承知しております。被害が増加傾向にあるのは、集落人口の減少や耕作放棄地の増加など出没しやすく、えさとなるものが簡単に手に入る環境になってきたことが要因ではないかと考えております。

農家の方が丹精込めて育てられた農作物が、収穫間際になって被害を受けますと、農家の収入減はもちろんのこと、生産意欲の減退にもつながりますので、早急な対策が必要であると認識しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

鳥獣被害を防止、軽減するための「鳥獣被害防止計画」については、平成22年度に作成いたしました。

た。鳥獣被害を防止、軽減するには、個人の取り組みでは限界があることから、地域一体となった取り組みを実施しているところであります。

本年度は、鳥獣被害防止対策に積極的に取り組む地域において、座談会を開催し、ビデオ等による鳥獣の生態認識、地域の環境改善及び電気さく等の効果的な設置方法などの研修を実施するとともに、モデル地域において、やぶ払い等の環境改善や電気さく設置を実施しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

深刻化する鳥獣被害に対しては、本年度のモデル地域の実例を参考に、地域一体となった段階を踏まえた被害防止対策を推進するとともに、国・県の事業を活用した箱わなの貸し出しや、さくの設置等の支援を実施したいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

鳥獣被害が、県内各地域で増加傾向にあることから、県では、地域振興局単位で鳥獣被害対策専門員を配置しております。

始良・伊佐地域振興局でも、本年4月から配置されており、現在、市が行っている集落座談会等に出席を要請し、適切な助言をいただくとともに、現地において電気さくの正しい張り方やわなの設置方法などの指導を受けているところであります。

今後も県の鳥獣被害対策専門員を活用することで、有効な鳥獣被害防止対策が推進できると考えますので、市独自の専門員の配置は、現在のところ考えておりません。

次に、2問目の始良市部分林条例の改正についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

部分林につきましては、始良地域に323件、蒲生地域に953件、計1,276件あります。

始良市部分林条例では、収益分収割合は、旧町時に比べますと、申請者に優位な割合となっておりますが、旧町時に契約した収益分収割合は、旧町時の効力を有するとなっております。また、旧蒲生町と旧始良町では、収益分収割合に違いがあります。

昨年の9月議会においてお答えしましたとおり、部分林契約を満了したものも多く見受けられることから、旧町時の契約変更の手續と相続者の調査等を少しずつであります。行っている状況であります。

議員仰せのとおり、森林は、水源の涵養、山地災害の防止などの役割を果たしており、整備の必要性は十分認識しております。

旧町時の部分林の整備推進につきましては、契約変更等の整理を進めるとともに、収益分収の割合について、申請者に有利な方向で変更できないか、研究してまいります。また、変更した場合は、当然、附則第3項は、変更または削除になると考えます。

以上で、答弁を終わります。

**○18番（玉利道満君）** この猿、イノシシ談義は、旧町の時代から何回もなくやって、論議をしてみましたけれども、これについて、これといった決め手がないというのが、現実であります。しかし、最近のイノシシ、鹿、猿、この出没頻度、それから被害というのは、もう本当に数年前から比べると格段に大きくなっているというふうな考えております。これはまた実感でもございます。

新聞では、湧水町が、鹿児島森林管理署と吉松猟友会ですかね、これが提携をして、狩猟期間中の鹿捕獲を進める協定を結んだと、こういうふうな報道もあります。それから南大隅町では、畜産農家

と連携をして、この牛の放牧によって緩衝帯をつくると、そしてイノシシや猿の、里への侵入を防ぐと、こういうことが試みられているということが新聞に載っております。これは、つい10月、11月にかけての報道ですが、各地でこういう取り組みが進められていると。

我が始良町では、どういうことかということを考えてわけでございますけれども、今市長に最初、市長はこの現状をどのように認識しているかというふうにお尋ねをしたのは、市長が、この鳥獣害対策に対して、どういう認識を持っているのかということをお尋ねして、次の対策に入らなきゃいけないんじゃないかなということで、まず1点目にお尋ねをいたしました。

答弁では、中山間部にこういう被害が続出しているということは、承知をしていると。十分知っておりますと。その原因は、この人口の減少やいわゆるこの荒廃地の増加によるんじゃないかということ。そして、その結果、やっぱり農家が丹精を込めた収穫物の減少、あるいはこの生産意欲の減退というふうになっているんじゃないかと。この生産意欲の減退というとともに、これは、農家だけじゃなくて一般のそこに住んでおられる方々のいわゆる生活を脅かすということまでもきているんじゃないかと思っております。これは一般の農家だけの問題じゃないという認識を私は持っております。

そこで、市長は、決議として、これは早急な対策が必要であるということで、市長としてもこの対策については、ぜひ早く手を打たなきゃいけないという認識があるということは十分理解をいたしました。市長、それでよろしゅうございますか。お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

議員仰せのとおりというふうを考えております。最近の傾向といたしましては、里近くまで、もう始良市全域でございますが、猿等も降りてきているというふうにも聞いております。

○18番（玉利道満君） 改めて市長の認識をお伺いしましたので安心をいたしました。それでは、鳥獣被害防止計画についてお伺いをいたしました。基本は、地域住民の方々との協力をいただきながら、この効果のある対策を普及啓発して取り組んでいきたいということでございました。ことしの予算でこの始良市鳥獣被害防止対策協議会が発足をいたしました。そしてまたモデル地域もつくりました。それから、今各地域でビデオの上映その他も職員の方は、一生懸命やっておられます。これも十分認識をしております。

そこで、いろいろやっておりますけれども、次の3点についてお伺いしたいと思います。1点は、始良市として、イノシシ、猿、鹿などの出没被害の実態、あるいは生態数の把握をどのようにしているのか。これが1点です。それから2点は、モデル地区を設定されました。このモデル地域を設定して、被害防止実践を通じて課題となったことは何か。何が課題だったのか。3点目、その課題解決のために現時点でどのような対応が考えられているのか。まずこの3点をお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、出没と被害実態の把握につきましてでございますが、出没につきましては、主に住民からの届出によりまして把握をいたしております。また、被害の実態につきましても、住民からの届出によりまして被害調査を実施しまして把握をしております。

データの的なことを申しますと、出没回数ですが、平成23年度4月からの分でございますが、イノシシは、町場を除いて全域で確認されておまして、51回ほど確認をされておられます。鹿が、漆、新留、

それから北山地区などで10回、猿が、漆・上名・寺師地区などで4回ほど出没をいたしております。

それから、被害の実態でございますが、平成、これは22年度になります、農作物の被害が金額で270万円ほど、このほとんどが水稲でございます。ほかには、野菜・イモ類などがございます。被害で一番多いのが、やはりイノシシの被害で、これが約7割、6割強でございます。

それから、生態数の把握でございますが、鹿につきましては、生息数を県と協力して行っているところなんですけれども、なかなかこれの精度が確かでないということで、調査はしておりますが、なかなか公表はできないということになっております。

それから、イノシシ、猿につきましては、把握ができていない状況でございます。

ただ、このイノシシ、鹿、猿につきましては、始良市としてその生息の分布図というのが必要になってくるかと思っておりますので、そこあたりは、捕獲隊から情報を得ながら、また作成のほうを考えていきたいというふうに思っております。

それから、モデル地区のことだと思っておりますが、このモデル地区は、蒲生の柵野集落でございます、この柵野集落は、非常にこれを推進するに当たっては、非常にこの理想的なといいますか、そういう集落でございます、積極的な取り組みと、それから非常に皆さんの協力をいただきましてできた集落でございます。

その中で、問題点ということで課題ということでございましたが、まずこういう集落であっても、最初のその集落に入ったときがもう集落全員があきらめていると、あきらめているというその意識が強かったということでございますので、まず解決策としましては、集落が一体となって取り組むその意識改革をまずしなきゃならなかったということでございます。

それから、その地域に入って最終的には電柵までいたしました、少ない予算の中でございましたが、電柵までいたしました、現在でも被害はゼロにはならない、なっていないと。大分解消はされていますが、ゼロにはならないということでございますので、今後も解決としましては、その地道にゼロを目指して、施設の今行った施設管理を含めた取り組みが、継続的な取り組みが必要ではなからうかというふうに思っているところでございます。

○18番(玉利道満君) 今、3点の回答がありましたけれども、モデル地区で問題になっているのは、あきらめの感情が非常に大きな課題になっているんじゃないかということですが、これは、確かにそうじゃないかと思えますね。被害もその4回とか何とか回数、金額的な回答もありましたが、もうこれは非常に少ない報告、回数だと思えますね。もうあきらめているんですから、もうしてもいっしょのことだというのがあるんですよ。だから届けをしない。だから被害的に少ないんですよ。

だから、やっぱりこの私が求めた数字ではなくて、その生態数が幾らあるのか、あるいはどこに出没して、そしてどういう被害があったのかというのは、やっぱりマップ的なものはやっぱりつくらなきゃいかんんじゃないかなと。

だから、特措法によれば、この生態については、調査をするという項目が恐らくあったと私は記憶しているんですけれども、やっぱりこれは、ただ始良市だけではいけませんので、近隣の湧水とか霧島とか、あるいはその向こうの祁答院とか、そういう方を含めた広域的ないわゆる調査が必要であるというふうに考えております。

だから、特措法をよくごらんになって、そういう調査が必要であれば、やっぱりここあたりで地域を超えたやっぱり生息数というんですかね、この自然環境、自然保護の関係もありますので、そうい

うのが必要ではないかというふうには一つは考えます。

それから、問題に課題になったのは、あきらめていることをいかにしてもとに戻すかということが課題なんですけれども、これは、やっぱり被害がありました。出ましたよと言ってきたときに、すぐそれに対応ができるかと。その対応すると、すぐ連絡をしたらこういう対応ができたよ、それはまた連絡して一緒にやろうという意欲が出てくるわけですね。

だから、例えば被害が出てきました。職員はすぐ来ますよ。言ってきて見てもらっていますよね。見てもらった後、それでは、わなをどこから持ってくるかとか、どういう対応をじゃあ皆さんと一緒にやりましょうとかいう具体が、ぱっとこうすぐ出てこないんですよ。

だから、市役所に連絡しても、被害は報告したけれども、あとなかなかきょう出ましたからあしたどうしようということにはならないと。来年度予算だということになると、今から市に連絡しても同じことじゃないかなということで、だんだんあきらめの感情が出てくる。それは、今までの私はパターンだと思うんですよ。

だから、今、市長もそれはやっぱりやりにやいかんということですので、やっぱりすぐやる課みたいな格好で、連絡が来たらとにかくぱっと行って被害の実態を調査する。あした箱わなを持って行って設置しましょうというぐらいのことをやると、これはみんなと一緒にやりにやいかんという意欲が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。これはぜひ、後でまた申し上げますけれども、実施をしていただきたいなと思っております。

3番目ですが、思い切った対策というのがありました。思い切った対策というのはそういうことなんです。打てばすぐ響いたと。そして、予算は来年度とかなんとかじゃなくて、手持ちを持っておってぱっと対応ができると。その職員がそこで現場で判断ができる。あそこにわながあるからすぐ設置をしましょうという思い切った対応をやると、意欲も出てくるし、思い切った対策が生きてくるということのふうを考えております。

話が長くなりますので進めますが、始良市の「鳥獣被害対策防止計画」というのが22年度にできたんですよ。確かにその始良市の「鳥獣被害対策被害防止計画」というのを読ませていただきました。その中に、22、23、24、25、26ですかね、5年間書いてありますが、今後の取り組み方針として4つ上げてあるんですよ。野生鳥獣の生態や被害対策について集落住民に対する普及啓発、これはもう既に手がつけられておりますね。集落が主体となった取り組みを促進する。これは、普及啓発をやった後じゃあどうふうにしてやりますかという促進です。それから3番目が、生態に応じた対策の検討、それぞれの鳥獣に対して効果的な対策を実践する。4番目に、捕獲免許の取得促進等、捕獲従事者の確保を図ると、こう4つ上げてあります。

2つは、組織的なもの、あとの2つは技術的な問題、これらのことが上げてあるんですけども、そこで2点お伺いしますけれども、一つは、効果的な対策を実践するところあるんですよ。効果的な対策というのは一体何ですかというのが一つ。それから、捕獲狩猟の免許取得促進をどのようにして図るのかというのが二つ目の質問でございます。効果的な対策というのは、何か。それから、免許取得の促進、捕獲従事者の確保を図る、これはどのようにして図りますかと、この二つについてお伺いいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、今後の取り組みの方針の中の③番目の効果的な対策ということでございますが、鳥獣ごとに

その生態が違いますので、その鳥獣の生態を把握した鳥獣ごとの対策を行うことが効果的な対策じゃなかろうかというふうに思っていますので、例えば例を申しますと、猿でありますと、臆病であるが人慣れをするということがございますので、すべての住民で追い払うというなのがいいかと思えます。それと、音や光やにおいなどにもやはり慣れてくるというふうなことがあるようでございますので、これらを活用した複数の嫌がらせを組み合わせることで対策を行うというような、その鳥獣ごとの特徴をとらえた対策をしていく必要があるんじゃないかならうかと思っています。

それと、わなを仕掛けたり、電柵等を設置をするわけでございますけれども、やはりここは、素人といいますか、集落の方々が自分たちの考え方でするんじゃないなくて、この専門員がおられますので、専門員の方のほうにより効果的な設置の方法などをしておられますので、そこを有効に活用して有効な対策をするというふうに考えております。

それと、捕獲免許の取得推進ということでございますが、なかなか今、市民の多様化ということで、なかなかこの免許、わなにしろ、その重機にしろ、それをとってという、免許をとってという方はなかなかおられないので高齢化が進んでいるわけでございますけれども、県のほうでもこの去年からありますように、わなの免許については、講習費のうちの半額を助成・補助しているというふうなことがございますので、これはもちろん活用しますし、また農家の方々も自分の農地はみずからが守るという観点から、これも必要なことでございますので、協議会等でこれらの支援ができないか、そこあたりも研究していく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○18番（玉利道満君） 協議会で検討するのは必要であって、今もそれはどんどんやっているわけですよ。それを今もう本当に実際に移すというもう段階にきているわけです。

だから、例えば鳥獣被害防止総合対策交付金というのが、平成22年に出ていますよね。この中に3つあって、一つはソフトの対策、一つはハードの対策、一つは人材の育成というこういう3つの大きな柱が立っていますね。

その中で、例えばソフト事業には一体何があるかというのと、捕獲の担い手育成のための狩猟免許の講習会、箱わなを設置するために、捕獲機材の導入、それから犬を飼いなさいというのもありますね。それから鳥獣の成育状態の調査をなさい。それから被害防止・防除の研修をなさいと。防除技術の実証をなさいというのがあります。

ハード事業の中では、さくをつくりなさいというのがありますね。

それから、人材の育成については、捕獲鳥獣活用等を指導する人材を育成するための研修をなさいと、こういう具体的なのがずっと上がっているわけですよ。

だから、これを答弁では、「国・県の事業を活用した箱わなの貸し出しや、柵等の設置等の支援を実施したいと考えている」、このくだりだと思うんですよ。

だから、例えば箱わなあたりは、非常にこれは鉄砲で駆除するというのもありますけれども、それはもちろん最終的な手段として考えるとして、集落で、あるいは個人で、あるいは行政と協力してできるものは何かということ考えたときには、箱わなを設置しようと。そうすると、箱わなはどこから持ってくるかと、あるいはだれが免許をとるのかといういろいろなことが考えられるんですよ。

ですから、やっぱりこの国・県の事業を活用したというのがあるんですから、このやっぱりソフト、ハード、人材の育成、これは着実にやっぱりこなしていくのが一番効果的だと、もう現実的だと私は

思っています。協議会でいろいろ協議しますという段階も過ぎたと。協議会で協議した段階を実践に移すと、あしたからでも移さんにやいかんというのが早急な課題の解決だということのように思っています。そこで、いろいろな方法がありますがけれども、私は考えるには、今のところじゃ箱わなのほうが一番まずは普及するんじゃないかなというふうに考えております。

これは、提案ですが、箱わなに限って考えた場合ですよ、まだいろいろありますが、箱わなということだけに一点絞って考えると、一つは、箱わなを設置するにも免許が要るわけですよ。免許が要ります。その免許講習をもう頻繁にやるということ、これはどこでやるのかわかりませんが、行政が中心になって講師を頼んできてやれば、これは頻繁にやれる。年に1回とか年に2回とかそういうのじゃなくて、もう一人でも二人でも来たら、とにかく講習をやると。あるいはどこかであれば連れていくと。そういうふうにして、まず箱わなの免許講習を普及するとこれが一点です。それには、あれが1万円くらい要るんですかね。とにかく講習料が要ります。講習料を負担しましょうというふうなこともできるわけですよ。講習料は無料ですよ。だからとにかく捕獲する人員をふやそうという底辺をふやそうと、それはそういう手があります。

それから、免許料も要りますよね。恐らく1万円要って、5,000円は行政が補助しますというのがたしかあったと思いますが、これも免許料も負担してしまうというのも一つの手ですよ。だから10人ふやして、1万円ずつ負担しても10万円のもんですよ。それは何億という金じゃないわけですから、これも可能だと。

それから、箱わなを今幾つあるんですかね、30ぐらいあるんですかね。始良が10で、加治木が10で、蒲生が10というぐらいあるんでしょうかね。そんなにありませんか。とにかく箱わなもかなりそんなに高いもんじゃないと思いますね。だから箱わなを例えば100ぐらいぱんとつくって、農家の要請があったらすぐぱんと積み出して持っていくと。それを協議会で保管すればいいわけですから。だから、そういうふうとにかく早急にやらにやいかん。これは、来年度こしこ、次にこしこというのじゃなくて、単年度にぱんとつくってしまえと。そして、何年も使えるわけですから、それをもうどんどんやっていく。これも一つの大量につくって貸し出すというのも一つの手じゃないかと。

それからもう一つは、箱わなの設置指導、これはやっぱり専門家がしないと、素人がかけたってこれはかからんわけですよ。もうすぐわかるわ、イノシシはですね。だから、箱わなの設置はこうするんですよという丹念な仕事をする。そして、やっぱり見回りをせにやいかんわけですね。見回りをせにやいかん。それで入っていなけりゃここはどこが悪いんだ、あるいはどこに設置をすればいいんだというやっぱり専門的な知見を持った人が、やっぱり常時、その箱わなのところを巡回をして指導したり勘定したりすると。だから、やはり市独自の専門員の配置はどうでしょうかということを4点目に質問したわけです。

回答では、市の独自の専門員の配置は、現在のところ考えておりませんということでございますので、それじゃ箱わなはたくさんつくりました。だれが設置しますか、指導しますかというときに、一時、県のその人に頼まにやならんということなら大変ですよ。だから、私はここにこの南大隅の新聞記事があったんですよ。これを見ると、「職員が狩猟免許取得も」というのは、大きな項目に載っているんですよ。

だから、これは、まさに南大隅の町長さんは考えたなと思っておりますが、「町経済課、18人の有志、16人の8月狩猟免許を取得した。住民からの被害発生の連絡に箱わなを設置できるようになった」というふうにあるわけですね。これは、もちろん希望者ですけどね。

だから、やっぱりもし専門員ができなければ、今その希望者でもいいですよ。特許でもそれは何でも、業務命令でも何でもいいじゃないですか。免許をとらせて、その人たちが、まあイノシシが出没する期間というのは、意外と決まっていますからね、そのときにばっとう回る。あるいは要請があったときにばっとう行って設置をしてやると。それはもちろん地区の住民たちも参加すればいいわけですから。そういう二次的な手立てがすぐできないかと。これはすぐ早急にできる方法じゃないかと思えます。そういう提案をしたいと思っております。

そして、そのことが、やっぱり県が設置した専門員を生かすという手立てにもなるだろうと思っております。ぜひこの箱わなについては、たくさんつくること、免許をとらせること、それから市の職員の有志も募って免許をとらせて巡回させるということなんかは、どうでしょうかというこれは提案でございます。そう金はたくさんかからないと思えますね。

今、私が提案を申し上げましたが、市長さん、どうですか。どうお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 大変聞き入ったところでございます。具体をご提案をいただきました。こういう厳しい財政状況の中で、議員のご指摘の考え方というのは、まさにこれからの自治をどのようにしていくかという観点から必要なことだと思います。お金がないときには、知恵を出し、知恵がないときには汗をかけと先人も教えておりますので、そのような意味からしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

○18番（玉利道満君） ぜひ、これはもう自分たちのことでもありますから、そういう行政のバックアップがあれば、自治体も非常にやる気を失わないんじゃないかなと、やる気が出てくるんじゃないかなと、こういうふうに考えます。ぜひ農政に担当の皆さん方は、頑張ってくださいと思っております。

次に、部分林について申し上げます。

冒頭に申し上げましたように、部分林というのは、自治体のこの森林経営に大きな役割を果たしてきました。これは、先輩たちが子孫のために、地域の後輩のためにということで、もう恐らくこれは大部分が50年前のこととありますので、生存していらっしゃらないかもしれませんが、長年にわたって保育してきたものが部分林であります。

しかし、この部分林の問題をさきの同僚議員が質問をいたしました、非常に厳しい状態にあるわけですね。例えば始良市には1,281件の部分林があると、そしてもう50年経って期間満了の件数が767件ありますよと。しかも、相手が市と部分林契約をしているよというはっきりわかる数字が323件、代表者が明確な数字が206件、現段階では残念ながら把握できない件数が752件と、こういう数字が前の答弁で出ているわけですね。

これは、やっぱりこの相続、あるいは先輩たちがなくなれば、後のことはわからんわけですね。だから、これは相当の時間がかかると思っておりますけれども、根気よく仕事をしていただきたいというのが一つでございます。

それから、収益の部分について質問を申し上げます。収益というのは、この部分林条例の15条に、樹木の販売代金から経費手数料を差し引いた残金を、市と造林者で分収することを規定しています。こういうことですよ。だから、例えば100万円で売って50万経費がかかって、50万が残りましてと。その50万を市と仕立てた人と分けますよと、こういうことなんですよ。

だから、例えば旧始良町の分収割合というのは、6・4というのが多かったですよ。6が仕立て

者で、4が市の収入とこういうこと。だから昭和30年代のあの旧始良町が合併したときの財政難のときには、市有林をもう非常に役に立ったし、この部分林も非常に役に立ったわけですね。部分林を売ってもらって、その4分の収益で財政再建したと。

そういうことで、非常にその当時は、材木の価格がよかったものですから、先輩たちもやっぱり、こしこよか制度であれば、やっぱり後輩にも植えてやらにやいかんということで一生懸命植えてもらったんですね。それが今現在非常に大きくなった山になっていると、こういうことなんだそうです。

しかし、もう今すぐに売れるような材木になっていますけれども、現在の木材価格、あるいは山林経営に見通しのつかない時代において、それを売って50年後に自分たちの子孫や後輩のために、また部分林を仕立ててやろうという意欲が生まれてくるかということになると、なかなかそこに至らないんじゃないかなと思っております。少しでも造林の意欲を喚起して林業の活性化を図るためには、やっぱりこの部分林制度、これは蒲生が、非常に蒲生も多いんですけども、林業のまちとして、林業の市としてその中山間を支えるためには、この部分林の分収割合というのをやっぱり大きく見直す必要があるんじゃないかなと。そうしないと、もう意欲も何もなくなると。そういう意味から、やはり部分林の分収ぐあいを見直しをしたらどうでしょうかという提案でございます。

先ほど申し上げましたように、合併のときに合併協議会では、この問題は協議会自体では協議されませんでした。というのが2町ですから加治木はないわけですね。だから始良と蒲生です。だから、これは恐らくAランクじゃなくてBランクになって、その担当で条例を決めて専決をすると、そういうものになっていると私は思っておりますが、その新しい条例は非常によくできているんですよ。市が2割、分収者が8割、こうなっているんです。これは、比較的条件がいい条件になっているわけですね。ここがこの前、市長が答弁なさったとおりです。保安林については、分収者が9割、市が1割とこうなっているわけです。だから、昔の分収割合からすれば、非常に性能はよくなっておりますね。しかし、これでもなおかつ、部分林を設定しようという人は、いないんじゃないかなと思っております。

だから、始良市全体の森林経営というのを考えるんだったら、やってもらう人は、どうか植えてくださいと、そして育ててくださいということをやらんと、これは恐らく将来部分林経営というのは、ゼロになるだろうというふうに予測をしております。そこを直したらどうですかというのが一つです。

それからもう一つは、附則の3項に、「なお、従来の旧町の収益の割合は、従前のとおりとする」という、これはこんなことをつけなくてもよかったんだろうと思っておりますが、なおかつそれがついているわけですね。だから、これはやっぱりこの見直す必要があるんじゃないかなということであります。

例えば、合併平成18年に、前の答弁では、平成18年に蒲生町は、この森林を活性化するために部分林の分収、あるいは見直したということで直っているわけです。始良市はそのままなんです。だからバランスが崩れているわけですね。

だから、私は、市になったということも一つですし、将来の森林経営をどうするかという大きな観点に立てば、こういうもう小さなやつは取ってしまっ、自由にやっぱり山を利用して森林を育ててくださいという立場から、やっぱりこの附則3というのは、削る、あるいは分収割合を見直すということは、必要であるというふうに考えております。

市長の答弁は、研究をして、この分収者に有利な方向にしたいという答弁がありますので、そのとおりで結構ですけれども、一つ研究するというより、林業振興のために速やかにやっぱり検討

して、早く条例を変えるということが必要じゃないかなと、こういうふうを考えております。今すぐ変えろとは申しませんが、速やかに検討していただいて、林業振興のために役立つ条例をつくるということにさせていただきたいと考えております。市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この山を取り巻く環境というのは本当に大変な問題で、戦後植栽した杉も、もう60年を経過して製材所に入らんという状態になっております。それに従いまして、50年をスパンとしたときに、もう早く植えかえないといけないということは十分認識しているところでございます。

ただ、いろいろと相続の問題とかいろいろ難しい問題があります。今のこの分収割合につきましても、率を高めているわけですが、しかし、新たな契約といえますか、契約をし直して、初めて効力を発揮する、従来の契約のまま置いたところはなかなか厳しい状況があります。これらのことも含めて、さらに加速して取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、担当課としっかり協議していきたいというふうに思います。

○18番（玉利道満君） ぜひ、早くそのことについては、条例のことについては、手をつけていただいて、意欲ある林業経営者が生まれるということを期待して質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで玉利道満議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午後2時19分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時29分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、19番、神村次郎議員の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 登壇

皆さん、ご苦労さまです。本日の最後になります。今回は、次の4点について、質問をいたします。

1番目に、空き家、廃屋、空き地対策についてであります。

近年、少子高齢化の進行により、空き家、廃屋、空き地の発生が増加をしております。空き家からの出火、廃屋からのシロアリの飛散、庭木の繁茂、空き地への不法投棄などがあり、地域において困っておられる現状があります。

要旨1、現在のこれらの市内の状況を何件ぐらい把握をされているか、お伺いいたします。

要旨2、空き家、空き地などの管理条例は制定をできないか、お伺いいたします。

2番目に、公立高校の存続方策についてお伺いいたします。

少子化による生徒数の減少で、県教育委員会は、県内高校の統廃合などの再編整備計画を進めていますが、整理、統合、基準に加え、公立高校の進行方針など、かなり厳しい案が提示されるなどしています。地方校の存在する地域では、保護者などに不安が広がっています。始良市内では、蒲生高校

の存続方策について検討するべきであると考えています。

要旨1、現在の状況についてお伺いいたします。

要旨2、始良市として支援の方策について検討はできないか、お伺いいたします。

3番目に、排水路の管理についてであります。

宅地化された地域の農業用排水施設は、農地がなくなるために土地改良区などの維持管理もされずに、生活排水、道路排水の流入により、土砂の堆積や雑草の繁茂などがあり困っている地域もあります。早急な対応が望まれています。

要旨1、現状を何件ぐらい把握をされているのか、お伺いします。

要旨2、今後の方策についてお伺いいたします。

4番目に、AEDの普及方策についてであります。

近年、AEDに対する認識が急速に高まり、公共団体、企業などの主要施設に設置をされています。最近では、火事の現場や消防署との遠隔地で心肺停止事故に対応して、人命救助のために設置が急がれています。

要旨1、消防団車両へのAEDの搭載はできないか、お伺いいたします。

要旨2、コンビニエンスストアなどにAEDの配備はできないか、お伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の公立高校の存続方策についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の空き家、廃屋、空き地対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

市内に存在する空き家・廃屋の件数につきましては、平成21年度のデータで、旧始良町が345件、旧加治木町で178件を把握しております。旧蒲生町に関するデータは、把握しておりません。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市におきましては、環境美化条例や火災予防条例、安全・安心まちづくり条例を根拠として、適正な管理がなされていない空き家・空き地等の所有者に対し、段階的に文書等による適正管理依頼や指導改善勧告、改善命令等を行っております。

さらに、命令に従わない場合には、理由を通知し、弁明の機会を与えた上で、その事実を公表することができるということも規定しております。

他県において、空き家・空き地等の適正管理に関する条例を定めている市町村もありますが、個人の財産にかかわることですので、罰則や強制処分等まで規定することは難しいものと考えます。

次に、3問目の排水路の管理についての1点目のご質問にお答えいたします。

旧農業用排水路につきましては、管理が行き届かず、苦情や要望が多いのが現状であり、農地が存在しない水路箇所につきましては、市内に相当数あると思われまます。

現時点で、土砂除去等の要望箇所は、加治木の港町地区、錦江町地区、始良の十日町地区、松原地区、俵原地区、建昌地区の6地区を把握しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

この水路の問題は、議員仰せのとおり、元来農地であった地域が宅地化されたために生じたもので

ありますので、現地調査を行い、雨水排水路の機能を持ち、道路側溝として使用しているもの、農地が存在し、農業用水路として使用しているもの、家庭雑排水の水路として使用しているものなど、現況の使用状況に基づき、地元及び土地改良区等と協議しながら対処してまいります。

次に4問目のAEDの普及方策についての1点目のご質問にお答えします。

現在、消防団車両は、41台あり、その中でAEDが搭載しているのは、日本消防協会から蒲生分団に寄贈された多機能型車両1台のみであります。

AEDは、救命率向上に不可欠であり、設置推進の普及啓発は続けていきたいと考えておりますが、消防団車両へのAED搭載につきましては、常備消防と違い、かなり出動時間・回数が少ないこと、AEDが高価なこと、常備消防が毎日巡回していることなどを総合的に判断して、現在のところ考えておりません。

2点目のご質問についてお答えいたします。

現在、始良市では、多くの施設にAEDが設置されつつありますが、コンビニエンスストアの多くは、24時間営業であり、ここへの設置は有意であると思われるので、今後設置の普及啓発を図っていききたいと考えております。

**○教育長（小倉寛恒君）** 2問目の公立高校の存続方策についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

蒲生高校は、現段階では、「県立高等学校の廃止に関する基準」に該当する状況ではありません。しかしながら、少子化の影響による生徒の減少だけでなく、通学上の交通の利便性の問題や鹿児島市内の私立高校の吸引力にも押され、生徒の確保に苦慮している状況が見られます。

始良市の支援方策の一つとして、本年度、市内の高校の魅力を理解していただくために、小・中学校の校長を対象に、蒲生高校をはじめとする市内の3つの公立高校の校長に、それぞれの学校の特色をアピールしていただく場を設けました。

また、市内の中学校と高校の校長による情報交換会も近日中に開催を計画しているところであります。

教育委員会としましては、始良市の「県内一暮らしやすいまちづくり」の実現のため、市内の子どもたちが安心して進路選択ができる環境を整えることが、教育における暮らしやすさの大切な条件の一つであるとしてとらえています。

そのために、市内に立地する公立高校が廃止に至らないように、可能な支援について取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上で、答弁を終わります。

**○19番（神村次郎君）** それでは、2回目の質問をしていきたいと思っております。

1番目の空き家・廃屋の関係の対策でございますが、回答を見ると、実数を把握されているようですが、回答の中で環境美化条例をおっしゃっていますが、環境美化条例の目的というのは、空き缶とか吸殻とか、ごみの散乱とか、そういうものを防止をする条例ですが、これで処理をされているという話ですけれども、後でもお聞きをしますが、合併してからこういった廃屋とか空き家とか、こういうところで住民から苦情があったり処理をしたものが、何件ぐらいあるのか、お聞きをします。そして、処理費として処理をしたものがあれば、何件あるのか、教えてください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えをいたします。

危機管理課といたしましては、22年度、23年度につきましての状況を申し上げます。

22年度におきまして、私どものほうで取り扱った件数につきましては、9件でございます。そのうち解決したのが4件ございまして、率で44%ということになります。23年度におきましては、取り扱い件数が4件でございます。そのうち解決しましたのが2件ございまして、50%となっております。計13件、解決が6件ということで、46%でございます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 今の状況で、市として対応ができることについて、法律的な面も含めて対応されているようですが、最後には、条例ができないかちゅう話をするんですけども、この環境美化条例でどれぐらいの対応ができるのか、少しお聞かせください。私が考えていることでいうと、この条例から見るとできるのかなと思っていますが、考え方をお聞かせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

美化条例を議員もお手元にお持ちだろうとは推測しますが、第8条のところで、「土地・建物または工作物を有し占有し、または管理する者は、その土地・建物または工作物及びそれらの周辺を清潔に保ち」ということになっております。

そういう観点から、管理するものは、土地・建物を管理していただきたいということから、私どもは第8条でできるものと考えているところでございます。

○19番（神村次郎君） わかりました。なかなかこの大変難しい問題で、苦情があつて住民が何とかできんどかいという話があつて、役場のほうも大変お困りだろうと、困っているだろうというふうに思っていますが、法的な責任関係でいうと、原因者の法的責任ちゅうのは、どうなんですかね。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

ただいまの環境美化条例、この辺に基づきましては、市の責務、これが第3条、市民等の責務、第4条、事業者等の責務、第5条ということで環境美化条例の中でうたつてあります。この市民等の責務、第4条の中で、一応ある程度の締まりはできるんじゃないかというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 少し質問の仕方が悪かったんですが、責任の問題ですね。これは、法的な責任ちゅうのは、見てみると、建築物の所有者が適正な管理を行わず、廃屋化し、良好な景観の阻害、生活環境への影響、安全な生活への阻害などの悪影響を地域に及ぼしても、その責任を問う法的な根拠はないと考えられているということです。

これは、原因者を問われることはないということです。そんな意味から、私はきょうは条例化ということをお願いしているんですが、何件か対応をされたということですが、解決のための——この廃屋の問題でいうと、解決のための課題ちゅうのは何があるのか、直接この、携わってこられてどういふ課題があるか、お聞かせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

問い合わせがあれば実態調査といいますか、その方の所有者の住所等を調べまして、文書で改善のお願いをしているわけでございます。その中で、今申し上げました半数の方は、協力をさせていただいておりますけれども、後の方につきましては、文書が届いているにもかかわらず、何も対応をしていただけていないというのもございます。

それと、受け取り人不明のために、通知文書が返信されるということも、現実でございます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） そういったことも、なかなかナシのつぶてで、何もされないちゅうのが大きな課題として残っているんだろうと思います。

以前、私も経験したことがあります。役場にお願いをして、なかなか出てこれられない、何もされないと、これが大きな課題なんです。この課題の整理をしなければならないと思っています。所有権の問題とか権利関係などもあるようです。そして経済的なことがあると思います。放っとけば何とかなるだろうといったようなそういう考えもあるのであると。失礼ですが、そういうこともあるんだろうと思っています。

経済的な支援がない、そこに問題があるんじゃないかというふうに思っていますが、行政処分で撤去をする場合が考えられるんですが、どういう方法が今の法律の中で行政処分ができるものがあれば、お示しをいただきたいと思いますが。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 今、全国で条例化をされている市等もあるようでございますけれども、一番の基本的なところを言いますと、あくまでも所有者の財産であるというふうに考えています。

そういうことから、管理は所有者が行うものが基本でございますけれども、全くそういう状態であって、対応がなされていないという現状のもとでは、行政が何らかの手立てをするということも、最終的には考えなきゃいけないんじゃないかなろうかというふうには考えております。しかし、今の現状では、今改善が5割程度されていると、それからその残りの5割の中には、住所の把握はできない方等もいらっしゃるわけでございます。

そういうことから、いろいろと条例を制定していく中でも、難問が何点かあるようでございます。そういうことを今後研究していかなくちゃいけないだろうと担当としては考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 行政処分のできるんですね。代執行が、行政代執行ちゅうのはできるわけです。これをなかなか結論から言うと、これをしているところがないという現状です。なかなか時間がかかる、財政面の課題ですね、個人の財産を行政がしてもいいかとそういった議論があって、なかなかされていないという状況です。

私の見た書物では、建築物が経済的に価値がない廃屋で修繕して利用することは、見込まれない建物で、屋根材の飛散などにより著しく保安上危険があると認められる場合、除去命令を発する対応が考えられます。それにしても時間がかかります。勧告措置命令、それから代執行ができます。

行政の実例というのがないかと思って調べてみたんですね。これがなかなかないようです。今おっしゃった条例を制定をしているところが、何カ所かあります。それは、条例で決めて代執行、それから罰則を入れると、そういうことで対応していこうという自治体がふえています。

九州圏内でも、罰則と代執行が入っていないのは結構あるみたいですが、ぜひこのなかなか解決をしない問題というのは、大きな問題として残ります。火事の心配があったり、特にこの私が知っている人は、自分の家の周りにシロアリが発生して廃屋があるんです。言えば出てこられるんですけど、市内では、こういったものがたくさんあるのではないかと、そういうところに着目をしてきょうは質問をしましたが、代執行と罰則を含めた条例が制定できないか。そこら辺をお伺いします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

代執行となりますと、1番目には、ご本人さんに連絡がとれないと、どうしようもないというのが一つはあろうかと思えます。その中では、ご本人さんが最終的にはその費用を負担するわけでございまして、その前提といたしましては、費用に対する概要、概算の見積もり額をこれをその所有者に届けなければいけません。

それと、最終的、そういう処理が終わった場合に、先ほど申し上げました費用の徴収、そういうことまでが発生してくると思われまます。そういうことから、代執行についても、より研究してまいらないといけないというふうに考えております。

また、このようなことから、先ほど答弁書の中でもございましたけれども、現在ございます安全・安心まちづくり条例、環境美化条例、火災予防条例、これらを活用しながら、さらに空き家対策につきまして、どのような対策が必要なのか、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 研究をするということですが、今最初の回答にありましたなかなか解決をしていない部分がありますが、ここの部分がやっぱり大変なかなか難しいところで、できていないというふうに思っています。

幾つかあるまちのこの条例を見てみると、広報ですかね、勧告をして措置命令をして、ここまで終わるんですね。罰則、代執行をやっぱりすべきだと思っています。

手元に資料があると思いますが、松江と、どこかありましたよね、2カ所ぐらいあると思うんですが、ニセコ町が景観区域にあそこはなっているみたいですが、景観条例で代執行までできるやつをつくっています。

ぜひ検討をいただきたいと思うんですが、廃屋があると目の前にあるのが大変心配です。火事の心配ちゅうのがないからいいんですが、もうあったときは大変ですよ。そういった心配がありますので、ぜひ代執行までの罰則、代執行までの検討をお願いをしたいと思います。

それでは、2番目にいきますが、公立高校の存続の問題ですが、回答を見ると、少子化の影響があって、鹿児島市の私立校の吸引力、これはもうすごいものがあるみたいです。吉野にできた県立高校もかなりのスクールバスを使っているものがあるようです。

それぞれ生徒の確保に苦慮をされている状況が報告をいただきましたけれども、それなりに中学校の校長先生とか、高校の先生とかを含めて改良されている、努力をされているところですが、今後も

情報交換をしたいということで回答をいただきましたけれども、それなりに評価はしているんですけども、私は、この学校というのは、教育の場だけではなくて、地域にとってはさまざまな活動拠点でもあります。地域の伝統や文化を継承したりして、そのことが地域住民の精神的な支柱になっていると。小学校も中学校も高校も私はそうだと思っております。

今、蒲生高校で始良市内からのこの通学生が何人ぐらいいるのか。調べておられればお聞かせください。（発言する者あり）

○議長（兼田勝久君） 教育長、今調べて、トータルすればわかるでしょう。そんならほかの質問を、神村議員、続けちゃってください。今調べに行きましたので。いいですか、それで。

○19番（神村次郎君） 吉野、それから吉田、あと市内が、重富、加治木、各中学校から通学をされているようです。数も少し把握をしていませんが、中学校の先生に聞いてみましたが、できたら地域の学校に通わせたい、そういう言い方をされています。なるべく地域の小・中学校を出て、この始良市ですので地域の学校に、例えば蒲生地区であれば蒲生地区の高校があるんですが、ここに通わせたいという考え方があるようです。

そんな意味では、ぜひこの存続をしてほしいと思っておりますが、教育長は、高校再編の問題では、この前までは副会長をされていたんですね。私は、この問題では横綱に新入幕がぶつかっていくような感じがして困っていますが、地域振興と地域の高校、そういう視点でとらえています。

まちおこしを一生懸命されています。そういう中で、ここの学校がなくなると、これは大変な課題だと思っています。現状では、危機的な状況だと教育長は言われていますが、ぜひそういった意味でここの存続の方針を貫いてほしいなと思っておりますが、県教委の振興方針というのが出ました。これは、かなり厳しい案で大変だなと思うことでしたが、この方針というのは、もう知事は、地域振興のために地域の学校をやっぱり育てていきたい、そういう答弁で終わっていますが、県教育委員会は、振興方針というのを持っているとは僕は思っているんですが、そこら辺はどうですか。

○教育長（小倉寛恒君） 県のそういった方針というのは、ことしの3月の末に、公立高校の振興方針という形で出されましたけれども、ただ、このどこが統廃合の対象になっていくかと申しますと、これは、圧倒的に大隅地区であるわけです。大隅地区の学校は軒並みこの対象にかかって倒れていくという可能性が非常に強いということで、今この振興方針に基づいて統廃合を進めていくということについては、少しブレーキがかかっているんじゃないかというふうに感じております。

○19番（神村次郎君） 全然なくなったわけではないようですが、教育長のスタンスを——失礼かもしれませんが、教育長の基本的なスタンスを少しお聞きをしておきたいんですが、前は副会長でしたので、これはもう県の教育委員会の施策を実行していくという立場でしたが、今は、始良市の地域振興のために足を入れると。そういうことで私は思っていますが、よろしいですか。

○教育長（小倉寛恒君） 県のほうの方針というのも、すべてに投網をかけて引き倒していくというのが、そういう施策ではないわけでありまして。ただ、その高等学校としての水準を維持できないという高校については、統廃合を進めていくとそういう考え方でありましたけれども、先ほど申し上げまし

たように、圧倒的に大隅地区——薩摩半島のほうは新幹線かれこれかなり浮揚してくるという要素はあるわけですが、一方的には、やはりその大隅地区のほうは衰退をしていくと。そういうことで大隅地区には、各学校に協議会を設けて振興方策を今取り組んでいるということでございます。

始良市に関しましては、今公立高校を3校、それから私立高校が1校ございますけれども、これはいずれもこの学校、7万5,000の人口に対して4校というのは、すべて成り立つ数字であるわけでありまして、そういう意味では、それぞれの学校の存続と申しますか、活性化にやはり取り組むべきということで、蒲生高校について言いますと、11学級現在あります。その整理統合基準の対象になるのは6学級ということでありまして、まだこれで楽観できるものじゃなくて、今こそやはり危機感を持って取り組んでいかなければ、これは瞬間にこの先ほど申し上げましたように、市内の私立高校に引き倒されてしまうという可能性が非常にあるというふうに考えています。

ぜひ、これは全体として取り組んでいかなければ、教育委員会だけとか、あるいは市全体でということではなくて、地域の方々全体でやっぱりこの学校を守っていくということになれば、なかなかこれを維持していくというのは難しいというふうに思っています。

伝統校でありまして、創立106年目ということですね。県内でもやはり古さでは古い、そういった伝統校であります。ぜひこの蒲生高校の存続については、やっぱり皆さん全体のご協力をいただきたいと、そういうふうに思っております。

○19番（神村次郎君） 今、情報処理科と普通科とあるわけですが、情報処理は、商業科ちゅう言いよったんですかね。23年度から1学級減になっています。これはやっぱり減っていく、そういう状況でございます。中学校の先生も大変心配をされています。地域の地元の学校に通わせたい、そういうことを言っておられました。

一つ考えられるのは、いろいろ批判はあるかもしれませんが、例えば加治木高校の8学級ですかね、これを一つ落とすとか二つ落とすとか、そういうものは、私は素人ですので、教育者の立場でどうなんでしょうか。お聞かせください。

○教育長（小倉寛恒君） 学校は、特に高校の場合には、大きいほどいいわけなんです。だから、例えば加治木高校にしても8から7学級に落とすことによって、かなり力を弱っていくというふうに思います。したがって、加治木高校も、鹿児島市内のそういった公立高校、ないしは私立高校に非常に利便性の高いところです。この始良市というのはですね。5つの駅が存在しますので、鹿児島に流れやすいということはあると思います。そういうことで、加治木高校の8学級というものをきちっとやっぱり守っていくということは、非常に大事なことだと思います。これを7にすれば、たちまち落ちていきます。

今、指宿高校というのが、これはやっぱり指宿地区の中心校であります。これは結局ことしは、3学級に落ちていきました。これは、一つずつ減らしていくからこうなってきたわけでありまして、やっぱり大きいほどいいというふうにやっぱりご理解をいただきたいと思っております。

○19番（神村次郎君） 私は、大きいほどいいという議論には少し異論を持っていますが、きょうはその議論はしませんけれども、振興策として、伊佐市は今高校は、伊佐農林と大口高校と女性の学校明光学園の3校がありますよね。ここの市長は再編問題の会長をされています。私は伊佐市に行って、

教育委員会に行って話を聞いてみましたが、支援策の援助をされています。そういうことをぜひしてほしいんですが、今考えられる支援策として、どういうものが考えられるか、教育長、お答えください。

○教育長（小倉寛恒君） 今、支援策としては、今ご指摘のその伊佐市は、伊佐市内にあります公立高校2校と、それから私立1校にそれぞれ100万ずつ支援している、毎年ですね。ということでありますけど、私立高校に支援している例というのは、ここだけだと思いますが、これは誘致に関して随分働きかけたということがありまして、そういう経緯があって、その私立高校にも支援しているということでありますけれども、県内さまざまな学校が地元の市町村から支援を受けているという例がございます。

ただ、蒲生高校に関していいますと、やはり交通の利便性というのが、今帖佐駅から南国交通、朝一便しか通っていないわけですね。これがやっぱり非常に不便がありまして、できればそういったすべての駅をというわけではないんですが、帖佐駅、あるいは加治木駅からその循環バスを、朝2便、夕方2便という形で通すことができたなら、随分この蒲生高校のこの始良市全体での支援ということが、可能になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

引き続き、ちょっと先ほどの数を答弁させていただきますけど。（「後でいいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「後でいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（兼田勝久君） 神村議員、先ほどの市内からの蒲生高校通学者。（「後でもらいます」と呼ぶ者あり）後でいい。（「はい」と呼ぶ者あり）

○19番（神村次郎君） 振興策を、蒲生高校の校長先生とか中学校の先生とか、幾つか聞いてみました。今おっしゃいました、駅がたくさんあってここをうまく使わない手はないと、これはもうみんな言われます。スクールバスの配置、通学費の公費負担とか、奨学金制度の拡充とか。それと、市内に高校が幾つかあるんで、例えば市役所に就職ができるとか、市内で就職ができればこういうことも考えなければならないと思っています。例えば新しい学科を新設するとか、そういったこともぜひ検討してほしいと思っています。

ぜひ、先ほどおっしゃいました100万円というお金を配付をされています。ここに新聞記事を少し持ってきましたが、これは、伊佐農林高校です。農林祭りといいますかね、そういうのを霧島市のお菓子屋さんと提携をしてやっていますが、こういう祭りをされています。多分このお金も使われていると思います。大口高校でいうと、遠征の補助に使うとか、そういったものが使われているようです。ぜひそのことをご検討をいただきたいと思っています。

伊佐市には、県立高等学校存続協議会というのがあります。これをぜひ立ち上げていただきたい。始良市にでも立ち上げていただきたい。メンバーは、同窓会長、PTA会長、中学校の校長先生とか、市のメンバーとか、オブザーバーで高等学校の先生が入っておられる、このような存続協議会とかそういうものを立ち上げるお気持ちはありませんか。

○教育長（小倉寛恒君） 現在、蒲生高校に関していいますと、そういった一つ整理統合の対象になるような状況ではございません。別な支援のあり方ということをやはり模索したほうがベターだという

ふうを考えています。

その別な支援というのは、先ほど申し上げましたような、そういった循環バスを通すとかそういった、あるいはもっと積極的にやはり保護者の皆さんにも蒲生高校のご理解をいただくというふうなことで、この対策協議会というのは、これは今伊佐市が危機感を持っておりますのは、大口高校と伊佐農林高校がいわゆる合併といいますか、一緒になってしまうと、そういう危機感を持っているんじゃないかと思いますが、そういうことで協議会というのを立ち上げて、それに反対しているということに考えられますけれども、今のところ今の段階でそういった対策協議会というものについては考えておりません。

○19番（神村次郎君） 気持ちは全くないということですが、私は、今の時期からやっぱり地域の高校を、そして地域振興のために近くの学校に通わせる。そのためには、市を挙げて教育の問題というのは重要な問題です。ぜひ今ある学校を、教育長は、前は危機的な状況だとおっしゃいましたけれども、私は相当な危機的な状況だと思っています。そのためには、市として支援策をどうするのか。それは、やっぱりこの協議会をつくって、この中で議論をする。そのことが必要ではないかと思いますが、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） そういった対策協議会というのが、どういった趣旨のものかというのは、これはそういった県のこういった方針に対して、整備統合に対しても反対していくという協議会でしかない、位置づけとしてはですね。やるとしたら、これはやっぱり蒲生高校を支援のための協議会だったら、それはあり得ると思いますけれども、つぶすとか、統合するなということじゃなくて、そういう何とかしてこの蒲生高校を始良市で守っていこうとそういう支援策、そういった協議会、支援の会であれば、それはいい方法ではあるというふうを考えています。

○19番（神村次郎君） 意見が合いませんけれども、反対をするための会議じゃないんですね、これは。目的は、市内の学校の振興を図ると。事業では、会員相互の意見、情報の交換、魅力ある高校振興のための事業、県などへの提言、それから目的達成に必要な事業。要するに情報交換をしながら、市内の学校の市内のそれぞれの人たちが入ってする会議です。これは、反対をするための会議とかそういうものじゃないと思うんですけどね。

○教育長（小倉寛恒君） 内情は、さまざまあると思いますので、十分その辺の内情をご理解いただいて、その目的ないしはその事業というものを、取り組み状況というのはご判断をいただきたいと思います。

○19番（神村次郎君） ぜひ冷静に判断をいただきたいと思うんですが、こういった協議会をつくって、少子化ですので、あと5年、6年ぐらいたら、県のこの中学校の生徒数というのは、2,000ぐらいですかね、減るんですよ。この地域でも減ると思いますが、マンモス校が競争のためにはいいですよ。ただし、そういう学校に行けない子どもたちをどうやっぱり育てるか、これが高校の教育だと思っています。

今、高校の義務課程が済んで、高校の教育もやっぱり一通り一生懸命勉強すると、そして社会に巣

立つと、これは重要なことでして、やっぱり県のこの学生を見ても鹿児島に集中する格好で緩和をされている気がしてなりません。ぜひこの伊佐市の協議会みたいなのをぜひつくってほしいと思っています。

教育委員会ですね、ぜひ教育委員会なりにこの連絡をとりながら話を聞いてみられても結構だと思います。私は行って、いろんな情報交換ができるとそういうことを言っておられました。この会に参加をして、県の会議にも参加をして、そのこともお願いしたいと思っていますところでは。

ぜひ、市長にお伺いしますが、私は、教育長が今まで答えてこられましたけれども、市としてやっぱりこの学校を、私が言ったように地域振興のためにやっぱり高校をどう存続をしていくか、振興していく大事なことだと思います。そういった協議会をつくるということに関して、市長はどう考えておられますか。

**○市長（笹山義弘君）** 学校のあり方として申し上げたいと思いますが、やはり教育長も申し上げましたように、その学校がどのような特徴を持たすかということも大事なことであろうというふうに思います。蒲生高校を含めて公立の高校、そして私立の高校を含めて、今横軸を通すといえますか、4校交流的なものも学校を含めてPTAの方々が行き組んでおられます。

そういうことで、自校のことだけではなくて、地域にある学校としてどのようにそれぞれ特色を出していくかということもやっておられると聞いておりますので、それらをしながら、やはりこの学校の衰退というのは急に起こることではなくて、やはりかねての取り組みということが、いかに大事かということもあろうと思います。

そういうことで、市といたしましては、その学校現場に直接いろいろお願いすることはできないわけではありますが、学校は地域の一つの一員であるということの位置づけから、かねてから、学校だけでのそういう教育をするということではなくて、地域を巻き込んだ形をお願いしたいと。それらのことについて、市としてお手伝いができることがあるとすれば、させていただきたいというふうに考えております。

**○19番（神村次郎君）** 今、市長にお答えをいただきましたが、やっぱり市として、あらゆる方策を探ると、そういうことをぜひしていただきたいと思います。

教育長は、教育の立場から助言をしていく、話をしていく、そのことは大事だと思っています。市の振興のためにどうあるべきか、その議論をぜひお願いして、協議会もできたらと思っていますので、ご議論をよろしくお願いをします。

3番目ですが……。

**○議長（兼田勝久君）** 神村議員、さっきのだけは、質問があったから答弁をしてもらいましょう。先ほどの答弁漏れ、答弁願います。

**○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君）** 先ほどの蒲生高校に、始良市内の子どもたちが何人ぐらい通っているかということでございましたけれども、現在1年生が68名、2年生が94名、3年生が92名、合計254人の子どもたちが通っております。なお、現在の全校生徒数は、373名でございます。

以上です。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○19番（神村次郎君） 排水路の問題ですが、少し時間がありませんけれども、私がした質問は、私は排水の問題は2回目です。これは、やっぱりその地域に住んでいる人たちは、ほかにも議員の方で質問をされましたけれども、雨が降るたびにこの浸水するとこれはもう大変です。そのことはまたきょうはいたしません、この加治木の健康まつりの塩入で、お年寄りです。もうわがで溝掃除ができません、いけんかならんどかい、もうそういう話でした。

ぜひ、この場所はもう確認をされたと思うんですが、用水路から都市水路になっていく、ここの過程でなかなかもう役場の中でもセクションがあつて、なかなか解決しない問題もたくさんあると思います。今回は、議論をされたということですが、ぜひこの問題はたくさん出てくると思います。

今何カ所か調査をされておりますけれども、ぜひこの問題を前向きにとらえて、年をとっていきますのでなかなかできないんですね。ぜひ検討をいただいて、市民のこの悩みの種にならないようにしていただきたいと思っていますが、まだなかなか私が相談を受けた老人に報告をできる材料はないようですが、一定の議論はされたという報告をしておきたいと思いますが、ぜひ横の連携をぜひお願いをして、この問題については質問をいたしません。

次に、AEDの問題です。

かなり普及をしてきました。消防のほうにお伺いして、これでどんな事例があるかとお聞きをしました。あんまり大きな問題は発生していないようでした。報告もありましたけれども、AEDを設置をすることで安心していろんな活動に参加をできて、市民が生活をできるとそういうことで助かっているところです。

加治木でも公共施設にたくさん設置をさせていただいてやっていただいたところです。これも高齢者なんです、地域のこの自治公民館に設置はできんどかいなという相談がありました。これは、特にこのお年寄りは公民館で集まりをされますけれども、そんなときに心配やと、ぜひ欲しいなという話でした。この自治公民館とかそういったところの今後は考えておられませんか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

始良市の場合は、AEDの設置状況ということで、一応消防本部が発しておりますAEDマップというふうなことで公開いたしております。

現在、95施設、102台設置をいたしておりますが、学校、それから地区公民館等の公共施設におきましては、ほとんどが設置の状況であります。

しかしながら、先ほど議員のほうからお尋ねの自治公民館につきましては、平日、日中は閉館されておりまして、管理者が日中されていないというふうなことで、緊急にそういった心肺停止等の事案が発生した場合に駆けつけても、設置であっても利用できないというようなこともありますので、自治会公民館はちょっと無理ではないかなというふうなふうに考えているところです。

住民の方々の利用される集会所、例えば地区公民館あたりを、旧始良町等では全部設置をいたしております。蒲生、加治木、若干設置が普及がなされていない場所もございますので、関係部署等とも協議しながら、普及推進を図ってまいりたいというふうなふうに考えております。

以上です。

○19番（神村次郎君） 質問をいたしました消防団、コンビニエンスストアですが、消防団のこの車

両ちゅうのは、言われてみるとなかなか大変かなと思っていますが、ぜひ車両にもこの設置をできないか、研究をしていただきたいと思います。

それから、コンビニエンスストアですね、この関係では一定のこの検討をしていきたいということなんで、ぜひ検討をしていただきたいと思っていますが、資料でいただきました設置をされている場所以外に、例えば加治木で——加治木しかよくわかりませんでした。加治木の小山田とか、西別府とか、こういった方面に、竜門小学校、陶夢ランド、それから永原の小学校、思いつくままに3つぐらい挙げましたけれども、こういったところにはないようです。この上場のほうにもぜひ設置の計画をしてほしいなと思っていますが、どうですか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたAEDマップのほうへの登録が、先ほど仰せの竜門小とか、加治木小、そして永原小ですか、そこら辺が登録の申し出がなくて若干落ちておったそうです。早急に登録してマップのほうに載せたいというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） 大きな事故がなくいいなと思っています。これを設置することで、また安心してお年寄りであれば、会議ができるし、催しができるし、地域の集会もできるとそういうふうになっています。もしというときのために、ぜひ空白地帯がないように検討をいただきたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで、神村次郎議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は12月5日、午前9時から開きます。

(午後3時26分散会)